

6 米 国

研究官 寺 村 堅 志

目 次

はじめに

第1 米国の概況・刑事司法制度・犯罪情勢等

- 1 概況
- 2 刑事司法制度の概要
- 3 犯罪情勢等

第2 米国における位置情報確認制度（総論）

- 1 制度導入の背景・歴史
- 2 電子監視機器を利用した位置情報確認制度の法的根拠・実施目的等
- 3 電子機器による位置情報確認等の運用基準等
- 4 実施状況の概要
- 5 電子監視機器利用に関する人権問題等の議論

第3 フロリダ州の位置情報確認実務：矯正保護省及びレオン郡プロベーション部の実務

- 1 概況
- 2 フロリダ州矯正保護省の電子監視による位置情報確認実務
- 3 レオン郡監督指導付公判前釈放プログラム

第4 連邦裁判所事務総局プロベーション・公判前サービスオフィス所管の位置確認（監視）プログラム

- 1 連邦における導入経緯等
- 2 電子監視機器による位置情報等確認対象者の区分と法的根拠等
- 3 位置情報等確認実務

第5 米国における電子監視機器による位置情報確認等の効果に関する研究・評価の動向

- 1 電子監視の再犯抑止効果に関するメタ分析研究
- 2 電子監視に関する全米性犯罪者管理センター意識調査

おわりに

引用・参考文献

はじめに

本稿では、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）における犯罪者の位置情報確認に関する各種の制度や実務等を紹介する。

米国は、犯罪者の位置情報等の管理に各種の電気通信技術による遠隔監視（総称して「電子監視（Electronic Monitoring）」と呼ばれる。）を世界に先駆けて導入した国であり、その運用実績も世界最大規模である。周知のとおり、米国は連邦制を採っており、各法域により法体系や制度等が大きく異なり、当該技術の利用についても法域ごとに様々な差異がある。このため、その全体像を把握・描写することは容易ではない。そこで、本稿では、米国の位置情報確認制度の歴史や現状を概観した後、実施規模が大きく実施の歴史も長い州レベルの代表的な例としてフロリダ州の関連実務を連邦実務とともに報告する。

なお、米国における位置情報確認の制度や技術利用に関しては、従来から各種の報告がなされており¹、米国における性犯罪者への対応については、当研究部が先に刊行した『研究部報告38諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究』²に解説があるので、そちらも併せて参照されたい。

本稿の記述は、特に断りがない限り、原則として、筆者が米国に出張調査した平成22年12月までの状況に基づくものであり、本稿中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

第1 米国の概況・刑事司法制度・犯罪情勢等

1 概況

米国は、50の州とコロンビア特別区（ワシントンD. C.）及び連邦の直轄地等（グアム、プエルトリコ等）から構成される連邦制国家である。政治上の権限について、連邦は合衆国大統領及び内閣が、州は州知事及び州政府がそれぞれ行使する。各州は高度な自治権を有し、州憲法を始めとする独自の法体系を有している。連邦の立法機関は、全州にわたって効力を有する連邦法を制定できるが、合衆国憲法により連邦の権限として認められた分野に限られる³。

国土は、982.7万平方km（世界第3位、日本の約25倍）⁴と非常に広大であり、総人口は、3億1,323万人（2010年7月推計、日本の約2.5倍）である。人種構成では、白人約80%、黒人約13%、アジア系約4%、先住民約1%などとなっている⁵。

1 藤本（1988；1993；1996）、川出（2008）、法務省（2007）などに概要紹介がある。

2 法務総合研究所（2008 a）の「米国」部分参照。

3 合衆国憲法修正第10条は、「当該憲法が連邦政府に委ねておらず、かつ、州政府による行使を禁じていない権限はすべて州政府に帰属する」旨規定している。「各州は、それぞれが1つの独立国であると考えた方が理解しやすい」という（島，2002，p. 3）。

4 50州及びコロンビア特別区に限る。

5 中南米出身者等からなるヒスパニックは、米国人口の約15%と推計されているが、多様な人種・民族的背景から構成されているため人種上のカテゴリーとされていない。

2 刑事司法制度の概要

米国における刑事司法制度は、ごく概括的に言えば、米国全体の問題については連邦法上の関係法令が適用となり、各州内での問題については、各州法上の関係法令が適用される。大部分の刑事事件は、各州法に基づいて州内で処罰されるが、州をまたぐ州際間の特定犯罪（例、麻薬密輸）やアメリカ先住民保留区の犯罪などでは、原則として連邦法が適用される⁶。

刑事司法運営に関しても、刑事司法過程の全般について、米国特有の複雑性が認められる。まず、警察活動を行う法執行機関も、連邦と州のほか、郡（county）、市町村の各レベルの行政単位ごとに、目的に応じ多様な組織が分立しており、各種の警察業務を統括する組織は存在しない。連邦政府の警察活動を行う法執行機関は、司法省に属する連邦捜査局（FBI）や連邦保安官（US Marshal）のほか、職務内容に応じ各省庁にそれぞれの警察的組織がある。州政府の警察活動を行う法執行機関は、州、郡、市町村に、警察（police）、保安官（sheriff）等が存在し、大学構内で警察活動を行う大学警察のように、特定の目的のための警察組織も存在する。

司法制度も、連邦と州のそれぞれに最高裁判所、控訴（中間上訴）裁判所、第一審裁判所の三審制を持つ二重構造になっている。犯罪の多くは州法違反であり、州の裁判所において審理される。

さらに、矯正保護の制度についても、連邦と州とで独立した組織により運営されており、州内でも多様な部署が未決段階にある被告人等や有罪が確定した犯罪者の処遇に当たっている。施設内処遇では、郡や市などが運営するジェイルが、原則として未決拘禁と軽罪による1年以内の拘禁刑の被収容者の処遇に当たっており、州刑務所は1年を超える拘禁刑等の被収容者処遇に当たっている。また、連邦には連邦が管轄する矯正施設が独立して存在する。同様に、社会内処遇についても、連邦と州とで独立した処遇が行われている。

3 犯罪情勢等

（1）犯罪発生率

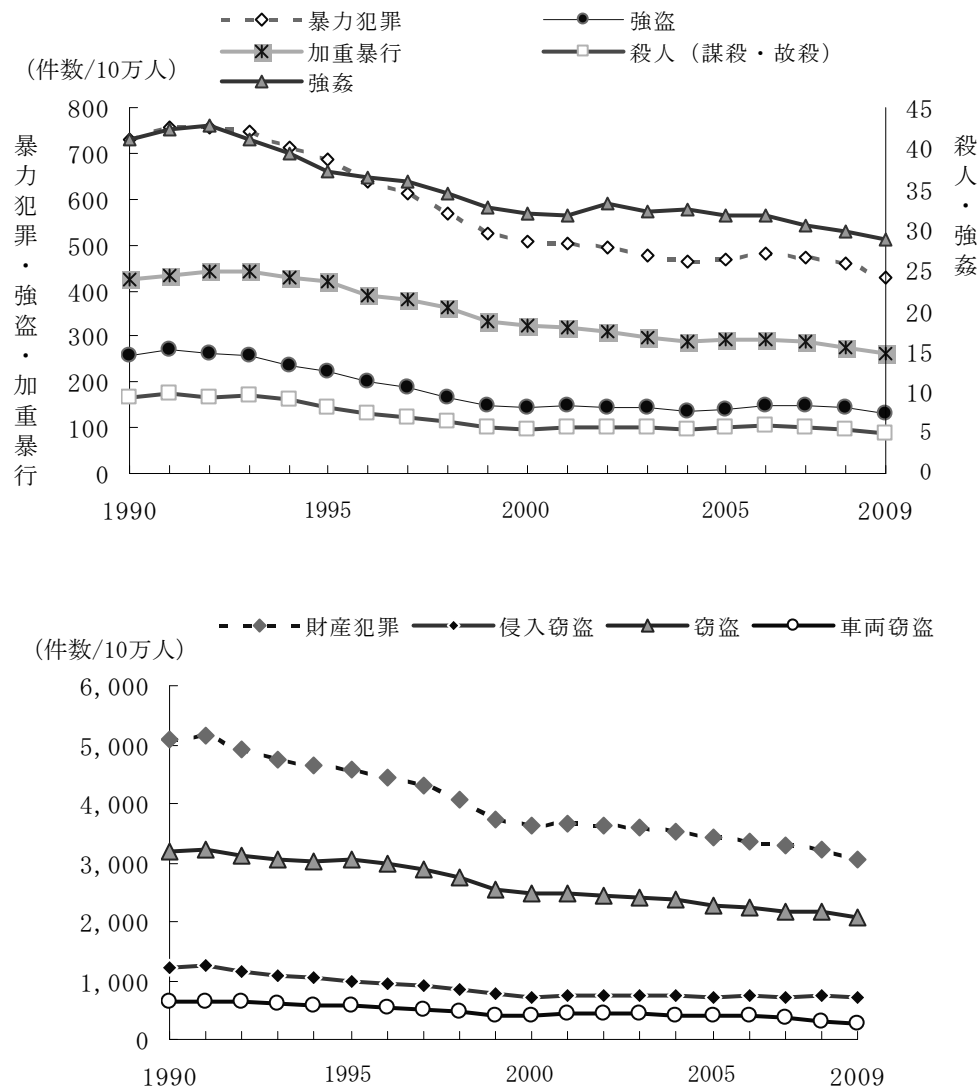
次頁の6-1-1図は、法執行機関が認知した事件から、連邦捜査局が定める犯罪統計の指標犯罪について、人口10万人当たりの犯罪発生率を見たものである。

2009年の暴力犯罪は約132万件、財産犯罪は約932万件であり、我が国の犯罪発生件数よりも桁違いに多い水準にあるが、人口10万人当たりの発生率の推移について見ると、2009年の暴力犯罪・財産犯罪ともに1990年の水準の約6割に低下しており、米国の犯罪認知件数は一般的に減少傾向にあることが認められる。

6 例えば、重罪の約94%は州裁判所で処理され、約6%が連邦裁判所で処理されている。

6-1-1 図 米国の主要な犯罪発生率（10万人当たり）の推移

(1990年～2009年)



- 注 1 FBI(2010)Uniform Crime Report: Crime in the United States 2009による。
 2 「暴力犯罪」(上図)は、「殺人」、「強盗」、「強姦」及び「加重暴行」の4区分の発生率を合算したものである。
 3 「財産犯罪」(下図)は、「侵入窃盗」、「窃盗」及び「車両窃盗」の3区分の発生率を合算したものである。

(2) 成人有罪事件の科刑状況

次頁の6-1-2表は、州裁判所における有罪事件の科刑状況(2004年)を重罪の罪名別に見たものである。拘禁刑(刑務所及びジェイル)は、おおむね7割を占め、プロベーションが3割程度となっており、拘禁刑に依拠する割合が高いことがうかがえる。

一方、連邦裁判所において2007年～2008年に終結した重罪刑事事件約7万6,000件の科刑状況を見ると、拘禁刑が約84%、プロベーションが約9%、罰金のみが約0.4%などとなっており、州の科刑状況と同様な傾向が認められる。

6-1-2表 州裁判所における重罪罪名・処分別構成比

(2004年)

	拘禁刑		非拘禁刑	
	刑務所	ジェイル	プロベーション	その他
全 体	40	30	28	2
暴力犯罪	54	24	20	2
殺人	89	3	7	1
性的暴行	61	20	17	2
強姦	69	20	9	2
他の性的暴行	57	19	22	2
強盗	72	15	12	1
加重暴行	43	30	26	2
その他暴力犯罪	41	32	25	2
財産犯罪	37	31	30	2
侵入盗	49	26	24	1
窃盗	34	35	28	2
乗り物盗	41	45	11	3
詐欺	30	29	37	3
薬物犯罪	37	30	30	3
所持	35	29	31	4
不正取引	39	30	28	2
武器犯罪	44	28	27	1
他犯罪	34	35	29	2

注 1 State Court sentencing of Convicted Felons, 2004 (<http://bjs.ojp.usdoj.gov/content/pub/html/scscf04/tables/scs04102tab.cfm>)
による。

2 「殺人」には「故殺」を含む。

3 科刑状況の構成比で複数の区分を併科されている者については、刑罰の重いものの順に計上している。「刑務所」には死刑を含む。「その他」は罰金や社会奉仕等である。

(3) 成人矯正施設の収容動向

次頁の6-1-3図は、米国の矯正施設の収容動向の推移を見たものである。2009年末時点で、矯正施設収容人員は、約230万人に及んだ。これは、1980年の水準と比較すると約4.6倍、2000年の水準と比較すると約1.2倍であった。また、2009年の人口10万人当たりの拘禁率（人口10万人当たりの矯正施設収容人員）を見ると、連邦及び州刑務所の合算値が504であり、各州のジェイルを含めた米国全体推計では748（米国市民134人に1人の割合で収監中）となっており、世界で最も高い水準を記録している⁷。

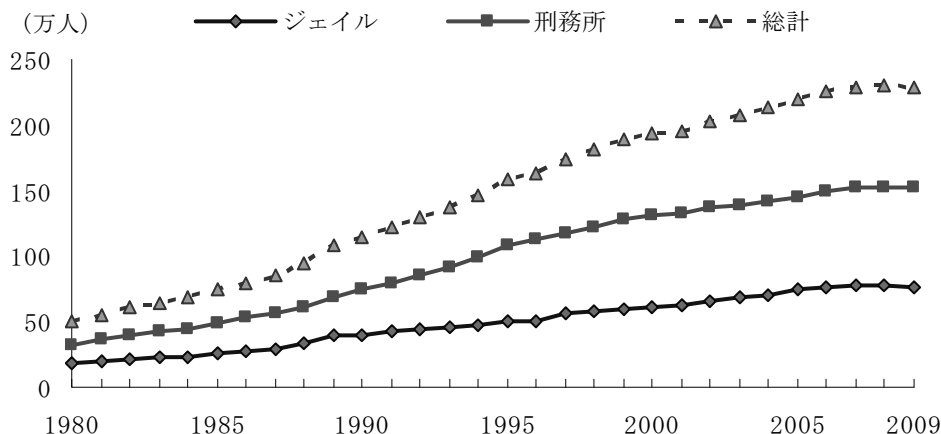
(4) 成人の社会内処遇の動向

次頁の6-1-4図は、米国の成人社会内処遇（プロベーション及びパロール）人員の推移を見たものである。2009年について見ると、プロベーション対象人員が約420万人、パロール対象人員が約82万人であり、社会内処遇対象人員は総計で約502万人に及ぶ。これは、1980年の総計の約3.8倍、2000年の総計の1.1倍に当たる。

7 連邦刑務所拘禁率は、米国連邦司法省司法統計局Key Facts at a Glanceにより、米国全体の推計は、Walmsley(2009)のデータによる。

6-1-3 図 米国の矯正施設（刑務所・ジェイル）収容人員の推移

(1980年～2009年)

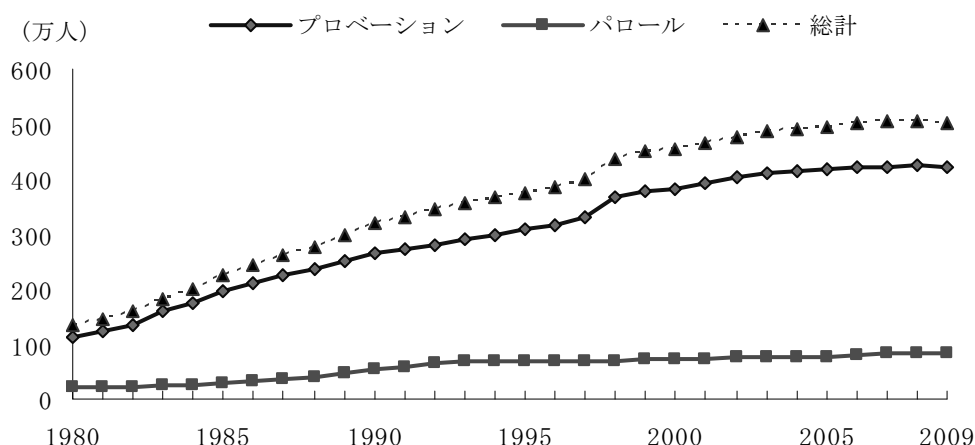


注 1 米国連邦司法省司法統計局Key Facts at a Glance (<http://bjs.ojp.usdoj.gov/content/glance/tables/corr2tab.cfm>) による。

2 「刑務所」は、連邦及び州（刑務所及びジェイル）の被収容者人口を合算したものである。

6-1-4 図 米国の社会内処遇（プロベーション・パロール）人員の推移

(1980年～2009年)



注 米国連邦司法省司法統計局Key Facts at a Glance (<http://bjs.ojp.usdoj.gov/content/glance/tables/corr2tab.cfm>) による。

(5) 小括

以上のとおり、近年、米国では犯罪の発生率は減少傾向にあるが、刑事司法機関に係属する犯罪の件数は極めて多く、刑事政策上、処遇選択において拘禁刑に依拠する程度が非常に高い点の特徴としている。施設内処遇及び社会内処遇の双方を含めた矯正人口は、2009年時点で700万人を超え、一貫して増加傾向にある。刑事司法コストもこれに呼応して増大し、財政を圧迫する傾向にある⁸。

8 連邦司法省司法統計局のKey Facts at a Glanceの推計によれば、2007年の矯正保護関係支出は740億ドルに及ぶが、これは、1982年当時の支出の3.7倍に当たる。同様に、法執行機関や裁判関係支出も一貫して増加傾向が認められる。同年の矯正人口（施設内処遇及び社会内処遇の成人対象者）は、成人31人に1人の割合であった（Pew Center on the States, 2009）。

第2 米国における位置情報確認制度（総論）

1 制度導入の背景・歴史⁹

次頁の6-2-1表は、米国における電子監視技術を用いた位置情報確認制度等に関連する主な出来事を概観したものである。電子機器による位置情報確認技術は、1964年に、ハーバード大学の心理学者らが、トランシーバーによる位置情報確認によってパロール対象者らに行動フィードバックを与え、行動変容を図る実験を行ったことが、犯罪者の電子監視の起源とされる。

刑事司法分野における電子監視技術利用は、1983年にニューメキシコ州で、プロベーション対象者の一条件である外出禁止措置の確認のため無線電波（Radio Frequency, R F）方式の電子監視機器が用いられたことに始まる¹⁰。1980年代には、拘禁代替施策の一つとして、ジェイルや刑務所の過剰収容を緩和し、収容コストを軽減するなどの目的で、外出禁止や在宅拘禁を管理する手段として、比較的軽微な犯罪の対象者を中心に在宅確認型R F方式電子機器が広範に用いられてきた。

一方、犯罪者の位置情報を人工衛星測位により追跡する方式であるG P S方式(Global Positioning System, 全地球測位システム)¹¹は、1990年代半ばに測位目的の軍用衛星が全面稼動し、民生利用が本格化する中、1997年にフロリダ州が初めて導入して以来、性犯罪者やDV加害者等、問題が再発した場合の影響が大きい犯罪者を中心に、全米に使用が拡大していった。後に見るように、性犯罪者等の包括的な再犯防止施策の一環として、当該犯罪者を電子監視に付すための立法が、連邦政府や各州で相次いだことに伴い、G P S方式の位置情報確認制度が大きく拡大したと考えられる¹²。

9 本節の記述は、Brown et al (2007), Burrell&Gable(2009), DeMichele&Payne(2009), 杉本・柴崎(2010), JAXA「GPSの歴史」(<http://qz-vision.jaxa.jp/READ/qz-navi05.html>) 等による。

10 当時の装置の発信機は、タバコの箱くらいの大きさがあり、足首に装着するもので、固定電話機に接続された受信機に1分ごとに信号を送信し、受信機から電話回線を通じて在宅状態を確認する方式であった。受信範囲は約45メートルであったという (Burrell&Gable, 2009, p. 98)。

11 GPS (正式名称はNavster GPS) は、アメリカ国防総省の衛星測位システムを指すものであり、一般に人工衛星を利用した測位システムの総称は、GNSS (Gloval Navigation Satellite System) という。GPSによる位置情報把握は、複数の衛星信号利用により緯度、経度、高度、及びGPS時間の情報を得て、三角測量の原理を利用し、位置を特定する技術である。

12 電子監視機器利用の拡大理由について、電子監視産業の幹部となった元政治家や元行政官による利害誘導の動きがあつて、電子監視機器の利用の促進につながったという刑務所産業複合体 (Prison-Commercial(Industrial) Complex) の観点からの論説 (Lilly, 2003) や、電子監視機器業者の高いマーケティングスキル、市民の犯罪不安、危険な犯罪者に関するマスコミのセンセーショナルな報道が、電子監視機器利用を支持する動向に拍車をかけたとする指摘 (Renzema, 2005) などもある。

6-2-1表 米国における電子監視・位置情報確認制度等関連事項年表

年	出来事の概要
1964・・・	ハーバード大学の実験的行動分析学者シュエッツゲーベル(現姓ゲーブル)らが、マサチューセッツ州ボストン等で、若年パロール対象者、精神病者の更生支援と社会的サポートの目的でポータブルトランシーバーによる位置確認の実験的研究を実施。
1970年代	刑事政策がリハビリ(社会復帰)モデルからジャスティス(公正)モデルに転換。 (諸州、不定期刑・パロール制度廃止、刑務所過剰収容が進行(1980年～2000年までに刑務所人口が3倍以上に急増)。
1983・・・	ニューメキシコ州で、漫画スパイダーマン等に着想を得たジャック・ラブ判事がプロベーション対象者に電子監視機器を用いた在宅拘禁を実施 ¹³ 。 フロリダ州モンロー郡で、デフォー判事が無免許運転違反者の週末在宅拘禁に電子監視機器を利用。
1983・・・	レーガン大統領、GPSの民生利用を開放(主に航法や探査分野で利用される)
1984・・・	フロリダ州パーム・ビーチ郡、電子機器利用による在宅拘禁プログラム開始。
1986・・・	連邦パロール委員会、連邦行刑局早期釈放受刑者の在宅確認を電話により行う監督プログラムを実験的に実施。
1980年代 後半	各州が在宅確認型RF方式を導入し、在宅拘禁等の条件管理に用いる。
1987・・・	レンゼマ教授、電子監視の専門誌「Offender Monitoring (1989年、Journal of Offender Monitoringに誌名の名称変更)」創刊。
1987・・・	フロリダ州議会、電子監視を承認(翌年から無線電波方式電子監視機器使用開始)。
1988・・・	連邦政府、電子監視機器を用いた外出禁止プログラムを実験的に開始(1991年までに連邦政府は、全米に電子監視機器使用を拡大)。
1989・・・	連邦刑事法に関する司法委員会が、外出禁止プログラムの対象者の範囲を、早期釈放者からプロベーション対象者及び判決前被告人にまで拡大することを承認。
1994・・・	全米法執行・矯正テクノロジーセンター(NLECTC)設立。
1995・・・	アメリカ矯正協会(ACA)、電子監視プログラム基準を刊行。
1996・・・	米国GPS政策で、全世界にGPSの利用開放を発表(本格的な民生利用が拡大)。
1997・・・	フロリダ州、犯罪者の位置情報確認にGPS方式の電子監視を全米で初めて導入。
2000・・・	クリントン大統領命令によりGPSの測位精度劣化操作(Selective Availability)を解除(民生利用の測位精度が大きく向上)。
2002・・・	アメリカプロベーション・パロール協会(APPA)、『電子技術による犯罪者の監督指導：ユーザーズガイド(初版)』を刊行。
2005・・・	フロリダ州、ジェシカランスフォード法施行(特定性犯罪者等の終身電子監視機器装着等を規定)。
2006・・・	連邦、アダムウォルシュ児童保護安全法 ¹⁴ 制定(特定性犯罪者等の監督のためGPS利用によるプロジェクトを奨励・助成する条文を規定)。

13 ラブ判事は、当時、非暴力犯罪者のジェイル収容回避方策を模索しており、1977年、新聞で牛の皮下に移植された無線発信機の写真と、悪漢がスパイダーマンの動きを把握するためレーダー装置を腕に装着させたマンガとを見て触発され、コンピュータ販売業のゴスに装置開発を依頼したという。1983年に電子監視の対象とされたプロベーション対象者3名中、1人目(ヘロイン乱用者で不渡小切手で有罪)は1か月の外出禁止措置後、万引きで再犯し、2人目(盗品譲り受けによるプロベーションの遵守条件違反による)は外出禁止措置を履行したものの拘置センターに酩酊状態で出頭したためジェイル拘禁刑に付され、3人目の対象者(飲酒運転2回、糖尿病に罹患)のみが電子監視の成功事例であったという(Burrell & Gable (2009, p. 98))。

14 Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006 (P.L. 109-248, 120 Stat. 587) (以下「アダムウォルシュ法」という。)ジェシカ法と同様に、この法律も児童被害者の名を冠した法律である(被害者(事件当時6歳)は、1981年フロリダ州ハリウッドのシアーズデパートで誘拐され、殺害された)。同法は、全米の性犯罪者登録公表制度を拡充整備し、平準化を図ることなどを目指したもののだが、同法基準に合致した法整備を済ませた法域は2011年1月現在で7法域にとどまり(News Release Jan. 20., 2011, <http://www.ojp.usdoj.gov/smart/pressreleases.htm>)、同法に定められたGPSによる性犯罪者監視パイロットプログラムの助成規定は現地調査時点では未実施であった(なお、本法を含め、米国の性犯罪者対策に関する立法の概要に関しては、法務総合研究所(2008a, pp. 181-191)を参照されたい。)

2 電子監視機器を利用した位置情報確認制度の法的根拠・実施目的等

連邦制国家である米国の場合、刑事司法運営について、法域ごとに大きな違いがあり、電子監視機器を用いた位置情報確認等の利用目的や対象者も様々であり、統一的な制度は存在しない。

制定法により犯罪者の管理に電子監視の利用を認めている法域は、少なくとも46州及びワシントン特別区に及ぶという¹⁵。このうち、特定性犯罪者等の管理に、位置情報を確認する何らかの電子監視機器（GPS装置又は在宅確認型無線電波方式機器）の使用を認める法律上の規定を有する法域は、少なくとも39州及びワシントン特別区であるという¹⁶。

電子監視機器による位置情報確認が行われる処分の種類や名称も様々であり、具体的な法的根拠等に関しては、後述するフロリダ州及び連邦の実務紹介に併せて紹介することとし、ここでは米国の刑事司法過程の中で、どのような目的でどのような利用の仕方がなされているかを例示的に概観しておく。

6-2-2表は、電子監視機器による位置情報確認等が行われる各種処分とその概要を示したものである。同表に見るように、電子監視機器による位置情報の確認は、刑事司法の入口段階から出口段階まで広範に利用されている。

6-2-2表 米国において電子監視が利用される処分等の概要

処 分 等	処 分 等 の 説 明
(未決段階)	概 要
公判前監督指導 Pretrial Supervision	・裁判所の決定に基づき、公判前被告人を保釈する際に、保釈条件の一つとして電子監視を行い在宅状況等を確認するもの。誓約による釈放や保釈金による釈放に代え、電子監視による監督指導付釈放プログラムを条件とする場合や、保釈金・薬物検査等を併科する場合などがある。 ・公判への出頭確保、外出禁止、ジェイルの収容コスト削減等を目的として電子監視機器による位置情報確認等が行われる。 ・対象者は、窃盗、飲酒運転、常習交通事犯者、薬物事犯者等。配偶者暴力（DV）加害者の場合は、被害者居宅周辺を接近禁止区域に設定したGPS方式の位置確認と警報発報時の被害者向け通報が利用されることがある。また、RF方式で在宅拘禁状態にあった被告人が善行を維持した場合に、GPS方式に切り替え、外出機会を増やすプログラムもあるという¹⁷。
(確定後：拘禁前段階)	
プロベーション ¹⁸ Probation	・裁判所によって科せられる条件付社会内処遇措置の一つ。プロベーションの遵守条件として設定された外出禁止等条件の履行を担保するための付加的条件

15 DeMichele, M. & Payne, A. (2009, p. 89)。また、少年犯罪者に対する電子監視は、2州を除く全州で何らかの形で実施されているという（ABA, 2011）。

16 National Conference of State Legislatures (2008)。NC SLの同資料によれば、特定性犯罪者等の終身電子監視の規定を有する州は9州であった。なお、Council of State Government (2010, pp. 11-12)の集計表によれば、特定性犯罪者のGPS装着法定州は34州となっている（この資料には、GPSを実施しているワシントン特別区が含まれていない）。また、ICAO S (2007)の全米各州調査によれば、少なくとも9州は、電子監視対象者の位置情報関連データを、地元法執行機関が犯行場所関連付け（Crime Scene Correlation）のマッピング技術に利用し、犯罪者の位置情報と犯罪捜査情報との照合が利用可能との回答を示している。

17 Brown et al. (2007, pp. 2-25)。

18 プロベーションは拘禁後の処分として分割刑(split sentence)の形で拘禁刑に併科される場合もあり、その場合、プロベーションは拘禁刑執行前に執行される場合と拘禁刑執行後に執行される場合がある。

	とする場合、比較的リスクの高い常習的犯罪者等に対する集中監督プロベーションのように、監督指導を強化する場合、その逆に低リスクで濃密な介入を要さない対象者について、監督指導の省力化のため簡易プロベーションの実施方法の一つとして電子監視による位置情報確認等が行われる場合がある。
在宅拘禁 House Arrest ¹⁹	・刑務所やジェイルの過剰収容を軽減し、拘禁コストを削減する拘禁代替措置として、裁判所の決定に基づき行われる中間的制裁。通勤・通学、処遇プログラム参加等が許される外出時間の一部制限レベルのものから、医療等緊急の必要以外一切外出が禁止される施設拘禁とほとんど変わらないレベルのものまで、行動制限には幅がある。 ・在宅確認は、通常は電話連絡や家庭訪問等により行われるが、電子監視機器による在宅状態等の位置情報確認が利用される場合も多い。
(拘禁刑執行中の措置)	
外部通勤 Work Release	・外部通勤プログラムはジェイルや刑務所の拘禁下に置かれた被収容者が、勤務先における就労継続のため外出するプログラムである（短期刑受刑者に対して裁判所の判決により刑期の初期から拘禁代替措置として外部通勤を許すものと、矯正施設の釈放前の準備時期等に実施するものとに分かれ、プログラムの実施主体、実施区分ごとに決定権者は異なる。）。勤務先での就労は、例えば月曜～金曜まで継続し、勤務時間外は在宅拘禁やハーフウェイハウス収容とする、勤務のない週末は施設拘禁とするなどの取扱いがなされる。 ・電子監視機器による位置情報確認は、職員戒護のない外部通勤対象者の外出状態の管理や所在不明防止の措置として用いられることがある。
一時帰休 Furlough	・一時帰休プログラムは、ジェイルや刑務所の拘禁下に置かれた被収容者が、医療、薬物乱用治療、葬儀出席等の短期外出を必要とする理由、又は、教育、職業訓練、雇用等の一定期間の外出を必要とする理由により、施設を主管する官庁によって許可される一時外出措置であり、職員が同行する戒護付きのものと職員が同行しない戒護なしのものがある。 ・電子監視機器による位置情報確認は、職員戒護のない一時帰休対象者の外出状態の管理や所在不明防止の措置として用いられることがある。
(条件付釈放措置)	
パロール ²⁰ Parole	・パロール存置州におけるパロール委員会が決定する裁量の釈放（仮釈放）後の監督指導。パロールの遵守条件として外出禁止措置等の条件が設定される場合や、監督指導を強化する必要がある場合に、電子監視機器装着条件が付加され位置情報確認がなされることがある。
監督付釈放 Supervised Release	・連邦では1984年の量刑改革法によってパロールが廃止され、量刑ガイドラインによる定期刑制度が実施されており、連邦の監督付釈放は、拘禁期間とは別に量刑の際に定められる裁判所の決定に基づく釈放後の社会内処遇である。 ・監督付釈放の一条件として、一部対象者に、中間処遇施設における処遇を実施する代わりに措置として、外出禁止等の管理目的で電子監視機器による位置情報等確認が行われることがある。
その他（刑罰執行後等の 予防的措置）	
民事的収容 ²¹ Civil Commitment	・民事的収容とは、精神疾患等により性犯罪に及ぶ危険があると認められる者等を、専門家による鑑定後、裁判所の決定をもって、受刑後も治療施設等に収

19 法文上、home detention, community control等の名称を使う州もある。在宅拘禁も分割刑の形で、拘禁刑に併科される場合がある。

20 連邦及び約3分の1の州ではパロールを廃止しているが、廃止州においても制度廃止前対象者やパロール存置州のパロール業務を担当することがあり、一定数のパロール対象者が存在する。また、パロール廃止後、刑務所コストが大きく増大したことを受けてパロールを再開した州（例、コネチカット、コロラド）もある（Lattessa & Smith, 2007）。

21 性暴力犯罪者の拘禁刑終了後の民事的収容は19州で実施されており、一人当たりの年間収容コストは平均94,000ドル（約837万円、1ドル=89円で換算、以下同じ。）かかり、収容も長期化する傾向にある（Council of State Government, 2010）。また、裁判時に責任能力がないと認められた場合は、刑務所には収容されず、直接同制度に基づく収容施設に拘禁される場合もある。民事的収容の説明詳細は、法務総合研究所(2008a, pp. 203-215)を参照。

	容する措置であり、ワシントン州が1990年に全米で初めて導入した。 ・同措置を採られた者のうちで、通所方式の民事的収容に付され外来治療を受ける場合（例 テキサス州）には、電子監視機器の装着を義務付けられることがある。また、同措置が解除となった対象者の場合、性暴力犯罪者の指定を受けるなどして、収容措置後の社会内処遇に移行した際に、終身プロベーション等の処分が継続する場合があります、その遵守条件の一つとして電子機器装着が付加される場合があります。
その他 (施設内処遇中の処遇条件)	
施設内位置情報確認 ²² Monitoring of Inmate Locations and Movements	・ジェイルや刑務所等矯正施設の職員及び被収容者の施設内の位置情報を、無線電波同定（RFID）方式ICタグで集中管理し、許可エリア外の移動を制限、特定人物との接触制限、逃走防止、規律違反調査（例、施設内暴行や窃盗等の確認）、職員安全確保、職員負担軽減等に利用しようとするもの。 ・1997年にカリフォルニア州立刑務所で導入後、2009年時点までに少なくとも14施設で導入されている。

注 1 DeMichele&Payne (2009) 等に基づき作成（すべての処分等を網羅するものでない）。

2 上の表の各処分では、被害弁償や社会奉仕が併科されることもある。

3 電子監視機器による位置情報確認等の運用基準等

電子監視機器による位置情報確認等が行われる際の根拠法令が法域ごとにまちまちで、統一的なものがないのと同様に、電子監視機器による位置情報確認の運用基準に関しても、国が定めた全国統一的基準やガイドラインは存在しない²³。

各種団体が定めた基準としては、アメリカ法曹協会（American Bar Association, ABA）によるものや、アメリカ矯正協会（American Correctional Association, ACA）の基準がある²⁴。

まず、アメリカ法曹協会（ABA）は、1989年に「刑事制裁としての電子監視付き在宅拘禁利用に関する原則」を採択し、以下の3点を運用方針や運用手続策定上、検討すべきとしている。

- ① 裁判所が、電子監視付き在宅拘禁を、市民の保護と犯罪の重さに照らして科すべき最も制限の少ない拘禁代替措置と認める場合には、電子監視機器による在宅拘禁の刑を科すこともできるものとする。
- ② いかなる場合でも、裁判所又は保護観察官は、プロベーションの条件として、電子監視機器装着を自動的に義務付けてはならないこと。
- ③ 電子監視機器使用料の支払能力を、科刑の際に電子監視機器使用を義務付けるかどうかの判断をする際の検討事項としてはならないこと²⁵。

22 この方式は、日本の一部のPFI刑務所でも利用されており、法務省ホームページ（例、「刑事施設における業務委託の在り方について」（http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei_itaku_index.html）、本庄(2008)にその概要紹介がある。アメリカの利用例は、赤田(2005)、Hickman et al.(2008; 2010)、Halberstadt & La Vigne(2011)参照。

23 Brownら(2007, 5-5)によれば、GPS機器利用に関する全米的な基準は全く存在しない。連邦司法省は、全米プロベーション・パロール協会の電子監視刊行資料の発刊（例、DeMichele&Payne, 2009）やGPS利用に関する技術報告書（Brown, et. al, 2007）の刊行を助成するなどして関連情報の流布に努めている。また、技術的な情報交換の場（例、全米法執行・矯正テクノロジーセンター、NLECTC）が技術的な支援に当たるなどして、関連実務の情報交換、水準の向上、平準化等が推進されているように思われる。

24 DeMichele&Payne(2009, p. 106)

25 少年犯罪者の電子監視費用負担に関し、ABAは、2011年に採択された決議において、電子監視は施設拘禁に代わり少年の利益にかなう選択肢の一つとなり得るとし、拘禁施設への収容を要さない少年犯罪者の電子監視を行う場合は、各法域の政府がその費用を負担すべきであると勧告している。

一方、アメリカ矯正協会(ACA)が1995年に定めた「電子監視プログラム基準」では、以下の事項について一般的基準を示し、各法域のプログラムが同基準に合致しているかどうかを審査の上、認証プログラムの認定を行っている。

【ACAの電子監視基準において設定すべきとされる項目】

プログラム運営、財務管理、職員研修・育成、ケース記録管理、情報システム及び研究、対象者監督指導、安全・緊急措置、運用規則・規律、対象者の受理及びオリエンテーション、分類(アセスメント)、釈放。

各法域では、所管機関が文書による運用方針や手続を定める場合、本体条文のほか、関連する法令条文やACA基準を相互参照事項として示し、運用規則や執務マニュアルを定めるなどの対応を採っている。

4 実施状況の概要²⁶

1980年代初頭に在宅拘禁の確認手段として利用が開始された電子監視は、ジェイルや刑務所の過剰収容を緩和する安全かつ費用対効果の高い拘禁代替施策として、在宅拘禁、早期釈放、パロール拡充、外部通勤等のプログラムの監督指導強化手段として利用が拡大した。当時の電子監視の対象者は、軽罪犯罪者等、全般に再犯リスクや社会的危害が低いとみなされる者が対象とされていた²⁷。90年代初頭には約400プログラム・1万2,000人の犯罪者が対象とされ、その後、電子監視の利用はさらに拡大し、1998年1月時点で、約1,500プログラム・9万5,000台²⁸の電子監視機器の利用を記録したという。

一方、GPS方式による犯罪者の位置情報確認制度は、1997年にフロリダ州が初めて導入したものであるが、当時の日額コストは平均30～40ドルと現在よりかなり高額であったことや、モニタリング装置が大きく、バッテリーが2kgを超えるなど多くの問題があった。このため、GPS方式の導入当初は、在宅状態を確認する無線電波(RF)方式に比較すると、利用件数は非常に少なかった。その後、技術的進歩によるコスト低下、機器の小型化、精度の向上が進む一方、性犯罪者の情報登録・登録情報公開、刑罰の厳格化、各種治療等の包括的な対策の一環として位置情報等に関する電子監視技術の利用のための法制化が進んだことなどから、近年はGPS方式の利用が著しく増加している。なお、GPS方式による位置情報確認は、性犯罪者に限らず、ギャング、薬物犯罪者、DV犯罪者、飲酒運転犯罪者等にも広く適用されている²⁹。

26 本節の記述は、NLCTC (1999)及びDeMichele & Payne (2009)による。

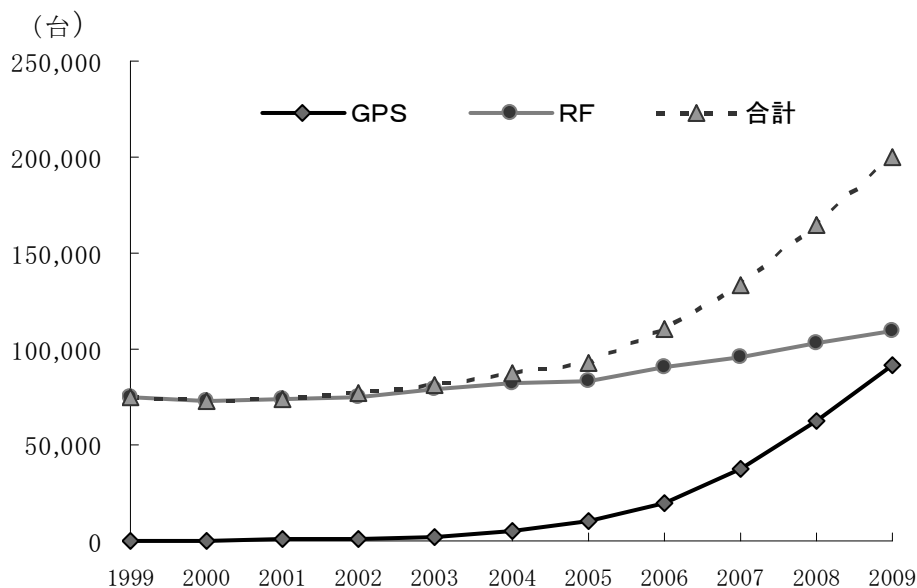
27 導入早期の無線電波方式の概況や評価研究については、藤本(1996)に解説がある。

28 電子監視機器利用台数調査は、J. of Offender Monitoringが定期的に行っているもので、連邦司法省の司法統計局データにも一部電子監視関連統計はあるが、全米の状況を正確にカバーする資料はない(GPS利用の部分的データは、Glaze&Bonczar, 2010, p. 32&43. 参照)。DeMichele & Payne (2009)によれば、1999年時点データでは約10万台と紹介している文献が多いが、これは、J. of Offender Monitoringの業者調査データに誤りがあったためだという。この調査は、1999年データを7万5,000台と記載していることからNCLCCの記述は誤記である可能性があるが、本文はNCLCCの記載どおりの数値を記載する。

29 ギャングに電子監視機器を利用する場合、移動式の接近禁止区域を設定することにより抗争関係にあるメンバーの双方に警告を出す利用の仕方が技術的には可能という(DV加害者・被害者においても同様)。性犯罪者に対するGPS監視利用に関しては、性犯罪者の再犯率が他の犯罪に比べ必ずしも高いとは言えないことや、児童を対象とする性犯罪の大半は、米国の場合、面識のある者による加害であることなどの事情があり、再犯防止効果についてのエビデンス(実証的根拠)もまだ確たるものが得られていない状況にあるが、再犯サイクルに陥りやすい行動パターンの発見等には役立つという(DeMichele & Payne, 2008, pp. 78-79)。

6-2-3図は、様々な電子監視技術のうち、主要な位置情報確認手段である無線電波RF方式とGPS方式の機器の利用状況を見たものである。2009年時点では、GPS方式が約9万1,000台、RF方式が約10万9,000台利用されており、全体で約20万台近くが利用されている。機器利用の絶対数から見ると、この利用状況は、調査対象国の中で最も多い。ただし、社会内処遇に付される各種犯罪者数が500万人にも及ぶ現状を考えると、ごくわずかな対象者に限定的に利用されている状況にあると考えることもできる。

6-2-3図 米国における位置情報確認機器の利用状況の推移



- 注 1 DeMichele & Payne (2009), Table 1a及びTable 1b(p. 17) を合成しグラフ化した。
 2 オリジナルデータは、J. of Offender Monitoringの年次調査による推計値である。
 3 「RF」とは在宅確認型無線電波方式の電子監視機器を指し、「GPS」は衛星測位による位置情報追跡型の電子監視機器を指す。

5 電子監視機器利用に関する人権問題等の議論

今日の社会では、GPS方式による衛星測位にとどまらず、携帯電話の基地局情報による測位、無線LANを利用した測位等により、各種の電子機器利用による位置情報確認が容易にできるようになり、社会生活全般に広く浸透している。一般市民生活においては、このような技術利用により利便性が向上する一方で、位置情報等の取得や利用がセーフガードを設けないままなされた場合、個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、この観点からの各種の議論がなされている³⁰。

米国の刑事司法分野における、犯罪者の位置情報確認と人権面等の課題についての議論は、在宅状態確認のための無線電波方式の電子監視機器利用が普及し始めた1980年代には議論

30 一般的な社会生活場面や犯罪捜査の際のGPS技術利用に関する米国の議論については、松前(2010)や新保(2010)に詳しい。また、アメリカ地理学会長を務めていたドブソンと地理情報科学(GIS)の研究者であるフッシャーによるGeoslavery(地理的奴隷制度)と題する小論において、ドブソンらは、位置情報を管理する主体がセーフガードのないまま、その権限を濫用した場合、ジョージ・オーウェルが小説「1984年」で描出した全体主義的監視社会の悪夢が現実のものとなることへの警鐘を鳴らしている(Dobson & Fisher, 2003)。テクノロジーとの共存という視点からの論考は、青柳(2006)を参照。

の焦点となっていたが、電子監視機器利用の合憲性が確認され、それ以降は、経済的効果等の課題へと議論は推移したという³¹。そこで、この当時に刊行された資料の中から、犯罪者に対する電子監視機器の利用に関する憲法上の論考³²を以下に概観しておきたい。

まず、電子監視機器が、在宅拘禁に付された犯罪者の在宅状態確認手段として利用されていた初期の時代では、合衆国憲法権利章典修正第4条に定められた不合理な搜索と押収の禁止や居宅におけるプライバシーの侵害に当たるのではないかとという観点から議論がなされている。この点に関しては、電子監視機器による在宅確認は、在宅しているかどうかだけを確認するものであり、個人の居宅内の行動を視覚的に確認したり、対象者個人の通信の内容を傍受するような性質にはないためプライバシーの侵害には当たらないと考えられる上、当時の在宅拘禁プログラムが対象者等の同意を前提に実施されていたことや、拘禁措置と比較した場合に、電子監視による在宅確認の方がはるかにプライバシーの侵害性が低いこと、プロベーション等の刑事制裁措置を受ける身分において、刑事司法機関による制裁の対象者は、他の制裁と同様に、制裁の実施に当たって、一般市民に期待される権利に一定の制約が課せられ、一般市民の安全の確保や保護が優先されると考えられること、刑事制裁措置を受ける者では憲法上の権利が一定の制約を受けること³³は各種の判例でも認められていることが、電子監視措置の実施に憲法上特段の問題がないことの論拠とされた。また、電子監視機器による位置情報の確認が、不合理な押収や搜索に当たるのではないかとという議論においては、一般的な社会内監督指導措置に付された場合においても遵守条件違反等確認のための無令状搜索等が合憲とされており、電子監視は、目視による監督指導を強化する手段に過ぎないという理由づけにより特段の法的問題は生じないとみなされてきた³⁴。なお、各法域の立法例では、在宅状態の確認に必要な最低限の方法を用い、居宅内の音声や映像等の利用は本人を特定する目的のみに行うこととし、極力必要な範囲にとどめるという趣旨の規定を設けている例もある³⁵。

さらに、その他の論点としては、電子監視費用の徴収が修正第14条に定められた法の下での平等保護原則に抵触する差別的な処遇に当たるのではないかとという議論や、電子監視機器の装着が屈辱的な扱いを与え、同修正第8条に定められた残虐な処罰に当たるのではないかとする議論もなされてきた。費用徴収に関しては、関係立法の中で、経済状態を処遇選択の条件とし差別的な扱いをするような対応がなされておらず、処分選択後も、対象者の経済状況を勘案し費用免除や段階的課金等の措置を執ることにより指摘された問題点は回避されており、電子監視機器の利用に関しても、拘禁措置に比べればはるかに人道的であるという

31 JHSA (2000)

32 del Carmen & Vaughn (1986), US Congress, Office of Technology Assessment, Criminal Justice (1988)

33 del Carmenら(1986)は、この例として、保護観察官による無令状搜索、保護観察官のもとへの定期出頭、旅行・職業・住居選択の自由の規制を例として上げている。また、プロベーションの遵守条件設定には権限を有する機関に広範な裁量権が認められているが、遵守条件設定の妥当性は、①当該遵守条件が社会の保護及び(又は)対象者の改善更生に資すること、②当該条件が明確性を有すること、③当該条件が合理的であること、④当該条件が合憲であることの要件を充足するかどうかを検討すべきであるとしている。

34 Ibid.

35 DeMichele & Payne (2009, p. 90)

理由により特段の問題はないと解説されている³⁶。

以上の議論は、主に在宅拘禁の位置情報管理に無線電波方式の電子機器を利用するという文脈のもとでなされてきた議論である。GPS機器による犯罪者の位置情報確認施策は、比較的最近広まってきたため、GPS利用による犯罪者の管理にまつわる法的諸問題に関する研究もまだ比較的少ないのが現状であるが、基本的な考え方はGPS機器を利用する場合にも該当するという³⁷。

しかし、近年の電子機器は、技術的進歩に伴い、位置情報把握がかなり精密に行えるようになってきていることや、刑務所出所後の終身監視の例のように刑務所等への拘禁期間と比べても相当長期間にわたって電子機器による監視が継続するような立法や実務も展開されてきていることから、施設内処遇における権利の制約や不利益性を比較考量の基準とするような従来の考え方を、そのままGPS機器を利用した位置情報確認の適否の判断に適用するのは妥当ではないとする見解³⁸や、対象者の危険性に関する個別の審査も経ずに一律にかつ広範な行動の監視を可能とするような立法は米国憲法上問題があるとする見解³⁹などもあり、この種の議論や関係する裁判例の動向も今後注視していく必要があると思われる⁴⁰。

36 Ibid.

37 Ibid

38 Murphy (2008)

39 Hinson (2009)

40 性犯罪者に対するGPS方式の監視に関しては、アメリカの人権団体の一つであるアメリカ市民自由連合(American Civil Liberties Union, ACLU)は、性犯罪者を一律に長期に渡ってGPS機器による監視を義務付ける法制化の動向に強く反対している。その論拠は、最近の立法例が、GPS監視を真に必要とする対象者を選択的に選別しておらず広範に監視を加えていること、刑罰執行後の過重な処罰ともなり得ること、性加害の多くは顔見知りの近親者によって行われており効果も疑問視されることが考えられること、監視に要する費用が大きくかかることなどである。(例, ACLU of Maryland, March 15, 2011 Testimony for the Senate Judicial Committee: SB208 Criminal Procedure Sex Offenders Tracking Device as a condition of probation for life after release from Custody.)

第3 フロリダ州の位置情報等確認実務：矯正保護省及びレオン郡プロベーション部の実務

1 概況

フロリダ州は、米国東南部に位置する人口約1,854万人の州（州都タラハシー、67郡から構成）である。電子監視機器利用による犯罪者管理の歴史が20年以上の長期にわたり、アメリカ諸州の中でも実施規模も大きい州の一つである。性犯罪対策として2005年のジェシカ・ランスフォード法⁴¹（Ch. 2005-28, Laws of Florida, 以下「ジェシカ法」という。）の制定により特定性犯罪者等の終身電子監視を導入した州であること、電子監視機器利用プログラムの大規模評価研究が行われていることなどから、アメリカの州レベルの実務例を調査する州とした。ここでは、州レベルの実務として矯正保護省の電子監視による位置情報確認プログラムを、郡レベルの実務としてレオン郡の公判前釈放プログラムにおける電子監視機器利用による位置情報確認の実務をそれぞれ紹介する。

フロリダ州の犯罪情勢について、アメリカ連邦捜査局(FBI)の犯罪統計制度に定められた指標犯罪の統計的動向を見ると、全米の犯罪動向と同様、暴力犯指標犯罪及び財産犯指標犯罪の双方について、総件数、人口比ともに減少傾向が認められる。1990年時点で約16万件あった暴力犯罪は、2009年には約11万件の水準に低下し（同期間に人口比は、1,221から605に低下）、財産犯罪は、約96万件の水準から約71万件の水準に低下した（同期間に人口比は、7,319から3,793に低下）⁴²。全般的には犯罪は減少傾向にあるが、人口比から見るとなお高い水準にあることがうかがえる。

次頁の6-3-1表は、フロリダ州における施設内処遇（刑務所・ジェイル）及び社会内処遇の近年における対象人員の推移を見たものである。州立施設には約10万人が収容されており、郡が運営するジェイルの収容人員は一日平均で約6万人であり、州全体では約16万人が拘禁施設に収容されている。一方、社会内でプロベーション等の社会内処遇の監督指導対象人員は約15万人に及ぶ⁴³。施設内・社会内処遇対象実人員及び拘禁率はかなり高く、人的・財政的負担が大きいことがうかがえる⁴⁴。

41 同法は2005年2月に同州で誘拐され強姦の上、殺害された9歳の被害者の名を冠し制定された法律であり、特定性犯罪者の必要的最低刑期を25年とし、終身電子監視や終身性犯罪者登録等の規定が州法に新設され、他州の立法にも影響を与えた。加害者は被害者宅の近隣に住む性犯罪者前科を有する者であった。

42 Florida's Crime Rate at a Glance（フロリダ州法執行省、<http://www.flc.state.fl.us/>）による。

43 フロリダ州矯正保護省は、職員総数約28,000人（うち刑務官約18,000人、保護観察官約2,300人）であり、州立刑務所は62施設（うち、7施設が民営刑務所、ワークキャンプやワークリリースセンター等を含めると144施設）、プロベーション事務所は156箇所ある。

44 2009年度の州矯正保護省予算は、約23億7,300万ドル、施設内処遇関連予算は約68%、医療関連予算が18%、社会内処遇関連予算が約11%などとなっている（FDOC, 2011, p.8）。

6-3-1 表 フロリダ州における施設内・社会内処遇対象人員の推移

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
州刑務所収容人員	88,576	92,844	98,192	100,894	102,232
刑務所拘禁率 (人口10万人当たり人員)	480	496	522	536	547
ジェイル収容人員 (一日平均)	60,240	63,424	61,500	57,768	--
ジェイル拘禁率 (人口10万人当たり人員)	340	350	350	320	--
社会内処遇 監督指導対象人員	146,182	153,692	158,079	157,222	152,928

注 1 2009-2010 Agency Annual Statistical Information(フロリダ州矯正保護省)による。
 2 拘禁率は、人口10万人当たりの刑務所・ジェイルの収容人員である。
 3 人員は、ジェイル(一日平均)を除き、各年会計年度末(6月末日現在)の数値である。
 4 ジェイルには短期刑確定受刑者、未決被収容者、プロベーション違反者等の成人・少年が含まれる。
 ジェイルの拘禁率は、人口1000人当たりの数値を10万人当たりに換算した。

2 フロリダ州矯正保護省の電子監視による位置情報確認実務

(1) 導入経緯等

フロリダ州では、1983年以前までは、裁判官が行う量刑判断に大幅な裁量が認められていたが、1983年にフロリダ州量刑ガイドラインが施行され、パロールが廃止された⁴⁵。同年、社会内統制(Community Control)という名称の在宅拘禁処分が新設され、1984年、フロリダ州パーム・ビーチ郡で電子監視による在宅拘禁パイロットプログラムが開始された。1987年、電子監視機器の利用に係る規定がフロリダ州法に法制化され、1988年からフロリダ州矯正保護省は、在宅確認型RF方式の電子監視を社会内統制処分対象者に導入した。

一方、追跡型の位置情報確認を行うGPS方式は、軍用衛星情報の民生利用が開放されて間もない1997年から、ほぼリアルタイムで対象者の位置情報を追跡できる能動型GPS方式⁴⁶の利用が開始され、2005年のジェシカ法の施行による特定性犯罪者等の監視強化により、利用件数が飛躍的に上昇した⁴⁷。なお、同州では1995年に特定性犯罪者の居住地制限法(§ 775.215FS(フロリダ州法775.215条)に規定⁴⁸)が制定されているが、同法による制限(児童の出入りする学校、保育施設、公園等から1000フィート(約300m)以内の居住地制限)の遵守状況確認にもGPSによる位置情報確認技術が利用されている。

45 その後、量刑ガイドラインは逐次改正され、1998年刑事処罰法(Criminal Punishment Code)による量刑基準の導入に至っている。これら一連の改正は、制裁を増大させるなど全般的には厳罰化を推進するものであり、現在、受刑者は最低でも刑期の85%まで服役しなければ釈放されない扱いとされている。

46 能動型はほぼリアルタイムで位置情報を把握する方式である(GPSデータの把握の仕方の詳細は、巻末付表を参照)。

47 一方、対象者の移動情報を一日分蓄積し、対象者が帰宅後ダウンロードした情報を職員が事後確認し点検するタイプの受動型GPS電子監視装置による位置確認は、2001年～2006年まで利用されていたが、確認作業の人的コストが極めて膨大となるため利用中止となった。

48 州法条文は以下も同様に、§(条)条文番号FS(フロリダ州法)という形式に略記する。性犯罪者の居住地制限法は、1995年のフロリダ州を最初に、2001年から各州の州法に制定され始めたという。児童の出入りする指定場所からの制限距離は、500フィートから2500フィートまで法域ごとにばらつきがある(Niet et al., 2006)。CSC(2010)によれば、登録性犯罪者に対する居住地制限実施州は少なくとも28州に及ぶ(Zandbergen et al. (2010)では、少なくとも30州との記載があり、フロリダ州内における地域の居住地制限条例は150を超えるという。)

在宅拘禁の処分は、当時のジェイル⁴⁹や州刑務所の過剰収容の緩和策として、比較的再犯リスクの低い者を中心に利用されてきたもので、その一部の者に無線電波（R F）方式等の在宅確認型の電子監視が利用されてきた。他方、G P S方式による追跡型位置情報確認による電子監視は、再犯リスクが中～高リスクの危険な犯罪者への適用に重点が置かれている⁵⁰。同州上院刑事司法委員会は、電子監視の主目的は公共の安全の確保にあるとし、能動型 G P S方式による追跡型の位置情報把握を暴力犯罪・性犯罪者の監視に、無線電波 R F方式による在宅確認を薬物・財産犯に用いるべきだと勧告している⁵¹。

（２）電子監視の対象者及び法的根拠

フロリダ州の場合、電子監視機器による位置情報確認は、以下の各種の処分の在宅拘禁や外出制限等の条件の履行確認手段として用いられており、電子監視のみを独立した処分とするものではない。

- ① 刑事被告人の公判前釈放条件⁵²（§ 907.043 (2) (b) FS 公判前釈放プログラム，§ 907.041 (4) (b) FS 「危険犯罪」の裁量的釈放条件）

刑事被告人を電子監視機器装着を含めた監督指導条件のもとで公的機関や委託民間機関が行う公判前釈放プログラムに付すもの（州矯正保護省は適用外）。対象者の監督指導は、ジェイルを管理する保安官事務所等の法執行機関や郡や市のプロベーション部門等が行っている。また、放火等「危険犯罪」類型に当たる者の保釈金なしの保釈は、一般に認められていないが、裁判所は状況に応じて電子監視条件による保釈を裁量的に行うことができる。

- ② プロベーション⁵³の遵守条件（§ 948.03 (2) FS 通常プロベーションの特別遵守条件；§ 948.30 FS 性犯罪者プロベーション対象者の必要的追加特別遵守条件）

通常のプロベーションの場合、裁判所の裁量により電子監視機器装着条件の命令が付加される。

一方、特定性犯罪類型（Chap. 794 FS 性的暴行；§ 800.04 (4), (5), (6) FS 淫行；§ 827.071 児童を使役した性的演技行為（児童虐待の一類型）、又は § 847.0145 性的目的に

49 ジェイルは郡が管理しているため、被収容者の収容コストは基本的に郡の財政負担となり、ジェイルの収容が増えると郡の財政が圧迫される。

50 フロリダ州プログラム政策分析・政府アカウントビリティオフィス（州の会計検査院から独立して設立された議会付属の行政監査機関、以下「OPPAGA」という。）は、2005年のレポート（OPPAGA, 2005）において、2004年時点で電子監視の7割が在宅拘禁処分対応に使われ、より常習的な犯罪者や性犯罪者には3割しか使われていないことから、監視強化のためにもっと危険性の高い犯罪者にG P S機器による追跡型の電子監視を拡充すべき旨の勧告を行った。矯正保護省は同勧告の趣旨を踏まえた対応をし、比較的风险の高い者への適用が促進された（OPPAGA, 2007）。

51 Florida Senate Committee on Criminal Justice (2004, p. 8)。なお、2005年のジェシカ法により § 948.11 FS（電子監視機器）の規定が改正され、暴力又は性犯罪前科を有する者、プロベーション、社会内統制、条件付釈放対象者では、能動型のG P S機器により位置情報等を把握することと定められた。

52 少年の場合、未決勾留には、保安拘禁施設収容、非保安拘禁施設収容、及び在宅拘禁の3種があり、拘禁リスクアセスメント等によって身柄の取扱いを判断しており、在宅拘禁の場合、通常は保護者の監督下に置かれる。電子監視は、プロベーション違反者の勾留を行う場合等であって、かつ拘禁施設利用ができない場合に、在宅拘禁の措置に電子監視を付加することができる旨の規定が設けられている（§ 985.255 FS (1) (h)）。

53 フロリダ州の場合、プロベーションには、通常プロベーション（Regular Probation）、管理プロベーション（Administrative Probation、出頭義務のない簡易プロベーション、再犯リスクの低い者に対し、一定期間の通常プロベーションを実施後にこの区分に移行する）、薬物犯罪者プロベーション（Drug Offender Probation、治療重視型の集中的プロベーションで監視及び薬物検査が付加される）、性犯罪者プロベーション（Sex Offender Probation）の区分が設けられている。

よる児童の売買（わいせつの一類型）の性犯罪者プロベーション又は社会内統制対象者の場合であって、同犯罪が2005年9月1日以降に行われたものであり、かつ被害者が16歳未満で加害者が犯時18歳以上である場合、裁判所は、6-3-2表に示す追加特別遵守条件を電子監視装置装着とともに必要に課さなければならないこととされている。なお、これらの犯罪類型に該当しない場合であっても、性的略奪者(sexual predator, § 775.21)⁵⁴指定を受けた者の場合又は犯時18歳以上の者が16歳未満の者を被害者とするこれらの犯罪の前科を有する場合も電子監視装置装着が義務付けられている。

6-3-2表 性犯罪者プロベーション対象者（特定性犯罪の場合）の法定遵守条件

1. 夜間外出禁止義務（夜10時～朝6時）
2. 被害者が18歳未満の児童の場合、学校、デイケアセンター、公園、遊び場、その他児童が定期的集まる場所から1000フィート（約300m）以内の居住禁止⁵⁵
3. 性犯罪者処遇プログラムへの積極的参加・履行（参加費用は自己負担）
4. 被害者との接触禁止
5. 被害者が18歳未満の児童の場合、18歳未満の児童との第三者監督なしの接触の禁止
6. 児童が定期的集まる場所での賃金労働又はボランティア活動の禁止
7. わいせつ、ポルノ、その他性的な刺激となる視聴覚素材の視聴、所持の禁止⁵⁶
8. 賠償
9. 個人、住居、車両の無令状捜索に服すること
10. 少なくとも年1回のポリグラフ（嘘発見器）検査に服すること
11. 運転記録の維持及び監督官の事前許可のない単独による乗り物運転の禁止
12. 郵便局私書箱の使用禁止
13. 性的接触があった場合、H I V検査結果の提出（費用自己負担）

注： 以上の条件に定期出頭等の通常プロベーションの遵守条件（州法執行省DNAデータバンク登録のための血液等サンプル提出（採取費用自己負担）も含む。）も課されるほか、性犯罪者登録法による登録も義務付けられている。

③ 社会内統制処分（集中監督指導付在宅拘禁）の遵守条件（§ 948.101(1)(d)FS）：

前記のように、本処分は1983年に導入された拘禁刑の代替措置であり、対象者には、週末や休日を含め、自宅、仕事、治療、保護観察事務所等で過ごすべき時間が厳格に日課として課される。電子監視機器装着は、裁判所の裁量による命令又は矯正保護省が必

54 フロリダ州の性犯罪者の法的類型には、性犯罪者、性的略奪者、及び性暴力略奪者（sexual violent predator）があり、性的略奪者とは、低年齢の児童誘拐など第1級重罪性犯罪等で有罪が確定した者等、性犯罪の罪質の重い対象者であって裁判所が性的略奪者と指定するもの、又はフロリダ州の民事的収容法（Florida Jimmy Ryce Sexually Violent Predator Act, § 394.910-§ 394.932FS）により民事的収容措置が執られた者を指し、性犯罪者登録法上は、両者が性的略奪者として登録される。性暴力略奪者とは、民事的収容措置が執られた者を指す。なお、同法は、1995年に同州で性犯罪者により誘拐、強姦、殺害された9歳の男子少年被害者の名を冠しており、98年に制定され99年から施行されている。民事的収容施設は、精神保健法領域の施設であり、フロリダ州児童家庭省の所管である。

55 距離は対象者の居宅から居住地制限場所の境界までの直線距離により計測する。マイアミのように地域の条例で居住等制限をさらに2,500フィート（約750m）に拡大している地域も州内にはある。

56 児童ポルノ等の犯罪の対象者の場合、コンピュータフォレンジクス（Computer Forensics）の技術を利用し、自宅等で使用しているコンピュータモニタリング（コンピュータの閲覧・送受信履歴等の監視確認）が付加されることもある。連邦の実務における性犯罪者のコンピュータモニタリングは、Palmiotto & MacNichol（2010）に具体的な監督事例の紹介がある。

要と認める場合に、外出禁止条件等の履行状況確認のため実施される⁵⁷。また、電子監視機器装着条件のない社会内統制処分の遵守条件違反者で、引き続き社会内処遇を行う場合には、指導強化措置として必要的に付加することとされている。さらに、社会内統制処分の遵守条件違反者に対する最も厳しい制裁措置として、刑務所に拘禁することもできる。在宅確認の業務等負担等が大きいことから、監督指導のケース負担は、通常のプロベーションよりも減らされ、職員1人当たり25人程度の集中的な監督指導が行われる。

④ 施設内処遇後の社会内処遇条件（条件付釈放（Conditional Release, § 947.1405FS）、パロール対象者⁵⁸、薬物し癮回復監督指導対象者等）

フロリダ州における条件付釈放とは、殺人、性犯罪、強盗、その他の対人暴力犯罪により刑を受けた者であって、施設収容の前科があるか、又は常習犯罪者や性的略奪者として有罪が確定した者に対して、最低85%の必要的拘禁期間を服役後、善時制（Gaintime, § 944.275FS）により得た日数分の刑期を社会内監督指導の期間として監督指導を行うものである⁵⁹。遵守条件はフロリダ州パロール委員会が決定し、監督指導は州矯正保護省の保護観察官が行う。この遵守条件として電子監視機器装着が付加されることがある。なお、特定性犯罪の対象者の条件付釈放による釈放後の監督指導条件は、前頁の6-3-2表の性犯罪者プロベーションの条件と同様である。

性的略奪者指定を受けた者又は18歳以上の加害者が、16歳未満の者を被害者とした前記特定性犯罪を2005年9月1日以降に行った場合に条件付釈放に付される場合、ジェシカ法によって創設された特定性犯罪者の処遇が行われ（条件付釈放プログラム, § 947.1405FS；特定性犯罪者又は性的略奪者によるプロベーション又は社会内統制違反時の措置 § 948.063FS；特定性犯罪者の性犯罪者プロベーション, § 948.30FS,），能動型GPS方式によるほぼリアルタイムの監視が義務付けられる。さらに、2005年9月1日以降に、犯時18歳以上の者が12歳未満の者を性的に虐待した場合（§ 800.04（5）（b）, lewd and lascivious molestation），裁判所は、終身刑を科すか、分割刑の形で25年を下回らない必要的最低拘禁刑及び拘禁刑執行後の終身電子監視条件付プロベーション又は社会内統制を科すものと定められている。

（3）電子監視の対象者の選考

児童を被害者とする性犯罪者等に対する必要的電子監視適用事例を除き、裁判官又はパロール委員会の裁量的判断により電子監視機器装着の条件が課される。裁判官等の判断を支援するため、保護観察官の調査報告が、公判前調査報告書や判決前調査報告書の形で行われる。リス

57 矯正保護省の裁量による電子監視（§ 948.11（1）FS）は、裁判所の決定による電子監視とは異なり、電子監視の規則違反に対する社会内統制処分取消しの処分を行うことができないという判例があるため、省の裁量権による電子監視実施に同省は消極的なスタンスであるという（Florida Senate Committee on Criminal Justice, 2004, p. 5）。

58 州刑務所にはパロール審査の対象となる者が約5,500人在在しており、パロール中の者は約450人である。この他、パロール委員会に決定権がある釈放措置には、刑務所の過剰収容を調整するための釈放（control release, 1989年に制度化）、終末期にある患者で社会的危害がないと思量される者に対する条件付医療上釈放（conditional medical release, 1992年に制度化）などがあるが例数は少ない。し癮回復監督指導（Addiction Recovery Supervision, 2001年に制度化）は、刑務所釈放後、薬物依存からの回復のための監督指導を薬物依存者に対して必要的に行うものであり、パロール委員会はその期間や遵守条件の設定に関与し、監督指導は矯正保護省の保護観察官が行っている。（Florida Parole Commission, 2010）

59 条件付釈放の平均実施期間は1.1年であり、その半数が3.6月以内という（2007年度実績）。（Bales et al., p. 6）。

ク水準はもっぱら罪名等により判断しており、調査時点において、同州は客観的リスク評価ツールを判断材料として利用していないということであった（州担当者の説明による。）⁶⁰。

（４）実施担当職員等

【電子監視機器提供業者の職員】

従前は、機器提供業者から直接所轄の保護観察事務所に警報等の連絡がされる形で電子監視を実施していたが、2005年のジェシカ法施行に伴い、性犯罪者を中心に電子監視の実施件数が飛躍的に増え、これに伴い機器の誤作動による警報エラー等への対応も増えたことから、同州担当のモニタリングセンターを2007年から電子監視機器提供業者のProTech社に設け、同社委託により同社職員12名程度でフロリダ州の電子監視の一次対応に当たっている。モニタリングセンター業務⁶¹を業者委託としたことで、従来職員が対応していた警報処理の7割（大部分は誤警報）を削減でき、職員負担が大きく軽減されたという。

【矯正保護省の職員】

保護観察事務所の現場では、ジェシカ法の施行以前は、GPS対応専従職員を指定し電子監視業務に当たらせていたが、同法施行後、実施件数が増えたため職員専従指定はできなくなったという。社会内統制対象者を監督指導する場合のケース負担は15ケース（電子監視に加え、週2回の家庭訪問による在宅確認が必要とされる）、性犯罪対象者の場合は25ケース（同、月4回の訪問接触が必要）、通常のプロベーションの場合はさらにケース負担を増やすなどというように、対象者の監督指導の密度に応じ、ケース負担に配慮している。時間外の対応には、常時1～2名を職場待機させて対応している。電子監視に当たる職員は、導入期に1日半の研修を受け、定期的フォローアップ研修を受ける。

（５）電子監視機器等⁶²

【電子監視機器提供業者】

ProTech社（フロリダ州オデッサの地元企業、ハード、ソフトウェア、保守管理、モニタリングセンター機能を担当）⁶³

【GPS電子監視装置】

60 他の州では、性犯罪の再犯リスク評価を、カナダで開発されたStatic99やStable等のリスクアセスメントツール（リスク評価尺度）を用いて評価している場合もある（Interstate Commission for Adult Offender Supervision, 2007）。なお、これらの評価尺度は、我が国の刑事施設における性犯罪者処遇プログラムの中でも再犯リスク評価の一部として活用されている。

61 電子監視機器の位置情報確認実務において、モニタリングセンター等による警報処理の実施方式には3種類ある（Brown et al., 2007, pp. 1-5, 1-6）。第一の方式は、機器業者の情報管理センターが警報発報ごとに実施機関に通知する方式である。第二の方式は、機器業者から受信した警報を機器業者職員を含む外部の専従職員が警報の分析・確認をし、情報のふり分けをしてから対応が必要と思われる情報を実施機関に通知する方式（フロリダ州はこの方式を2007年から採用）、第3の方式は、専従的なモニタリングセンターを監視実施機関内に設け情報分析を行い、現場職員との連絡調整に当たる方式（カナダ連邦（試行）や韓国の実務はこの方式）である。第一の方式は、誤報の対応が煩雑となり人的労力も非常に要するため、各国実務例を見ると第2の方式や第3の方式が選択されることが多いようである。第3の方式は、個人情報の保護等情報セキュリティ上のメリットが高いが、モニタリングセンター設立や職員増員のコストがかさむと考えられる。

62 在宅確認型無線電波（RF）方式機器の説明は、同州の場合ごく少数なので、記載は省略する。また、同州では、80年代には音声認証方式の電子監視も実施していたが、誤動作が多いために短期間で使用を取りやめたという。

63 電子監視機器等業者の選定は、競争入札の形で定期的に行われており、2010年に更新のための入札が行われた結果、コロラド州のB I 社が落札した。2011年5月以降は、B I 社の機器や資源が使用されることになると報じられている。

足環（腰部で携行する送受信機へ無線電波信号を送信）、送受信機（監視追跡装置、衛星信号の受信とモニタリングセンターへの携帯電話回線利用による位置情報等の送受信）、ベースユニット（電源充電等ユニット）から構成される。

GPS送受信機は、箱型で、サイズは幅5インチ×厚さ2インチ×高さ5インチ（約13cm×5cm×13cm）であり、重量（約500g）ともに大きく、衛星信号情報を適切に受信し同情報を携帯電話回線を介して確実に送信するため、受信機を外から見えるようにして腰部に装着することが義務付けられていた。このため、対象者が電子監視の対象者であることが一目で分かってしまい、就労や地域生活の妨げとなり、烙印づけを促進するものと装着対象者から不評であった。同州は、2011年が契約更新時期に当たるので、こうした問題を打開すべく、送受信機の小型・軽量化を図る予定としているという。なお、GPS機器には足環が位置情報等送受信のユニットにもなっている一体型もあるが、2ピースの分離型の方が、各種連絡が円滑・短時間にできるメリットがあり、今後も2ピース型の機器を使用する予定らしい。

位置情報信号は約1分ごとに記録され、業者の提供するインターネット上のソフトウェアにパスワード入力の上アクセスすることにより、対象者の情報は、ほぼリアルタイムに把握できる⁶⁴。



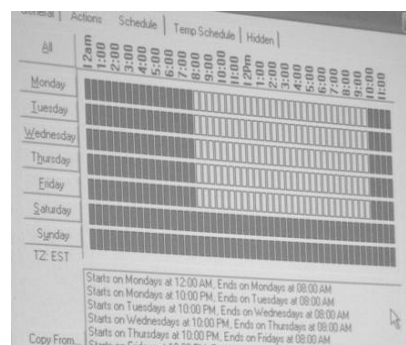
新型携帯端末型GPS送受信機



新型機器（左）と訪問時使用機器（右）



対象者位置情報表示画面



位置情報ソフトウェア画面例

外出禁止時間設定画面

64 対象者情報には、デスクトップのコンピュータのほか、スマートフォンからでもアクセスできる。このほか、情報量は減るが、ファックス、通常の携帯電話やポケットベルによる情報連絡も利用される。

(6) 実施手続の概要

同州矯正保護省電子監視業務手順書によれば、標準的な実施手続の概要は以下のとおりである（同州の場合、以下の業務は、すべて保護観察官が行うものとされている。）。

ア 対象者宅の通信事情等について、電子監視の実施に支障となる問題がないか確認する。

イ 電子監視機器装着条件が付いた判決確定後、指導開始24時間以内に対象者オリエンテーション⁶⁵を行い、速やかに足環を装着する。

ウ 足環装着後、24時間以内に居宅にベースユニット（充電ユニット）を設置し、矯正保護省対象者情報管理システムに位置情報確認開始に関する情報を入力する。

エ ベースユニット敷設完了後、動作テストを行い、機器業者モニタリングセンターのデータベースが作動しているか確認する。併せて、裁判所の命令内容に従い、業者の監視ソフトウェアに、外出禁止のスケジュール、接近禁止ゾーンなどの監視ルールを入力する。

オ 位置情報確認実施期間中：

- ・ 通常勤務日の通常勤務時間中には、電子監視機器の警報⁶⁶は担当保護観察官のもとへ通報され、同観察官が不在の場合は、その上司に通報される。
- ・ R F 方式の場合、業者からの警報通知は、休日を含め、毎日、指定された職員が午前10時までに確認し、警報内容は午後5時までに解決する。
- ・ G P S 方式の場合、各種警報には直ちに対応しなければならない。
- ・ 裁判所から被害者への接近禁止命令がある場合や、被害者参加が望ましいと思われるケースでは、被害者にG P S 方式のプログラムに参加を希望するか意思確認を行い、被害者が希望する場合には、対象者が規則違反した旨の通知を受けること、対象者の監視ルールについて意見を述べること、対象者の電子監視機器装着が終了した旨の通知を受けることができる⁶⁷。
- ・ 警報について、詳細確認が必要な場合、対象者への電話連絡又は居宅・勤務先等への訪問により確認を行い、必要な措置を執る⁶⁸。

カ 対象者の保護区に移動があった場合で、使用機種が同一業者のもので利用可能な場合は使用を引き継ぎ、別業者の場合は、機器交換を行う。また、保護区域の域内規制条件等に合致する仕方設定情報等の更新を行う⁶⁹。

65 オリエンテーションでは、外出禁止等、電子監視の諸規則について説明した上、電子監視機器や電話連絡により各種メッセージを受けた場合の対応、規則違反があった場合の制裁措置等について教示が行われ、本人のサインが徴収される。

66 警報内容には、以下のようなものがある：位置情報（外出禁止条件違反、退去必要、接近禁止条件違反、G P S 信号なし）、足環（バッテリー低電位、破壊）、送受信機（バッテリー低電位、破壊）、ベースユニット（通信不能、破壊、予備電源作動中、電源取り外し、固定電話線切断）等。

67 被害者で希望する者には電子監視対象者の警報発報等の連絡のためスマートフォン型の携帯端末を貸与しているが、実際に希望する者は州内でもごく僅かであるという。

68 G P S 信号が消えた場合は、信号再受信のため対象者を屋外に出させる、違反事実があった場合は、その理由等を確認し、違反対応措置（例、機器破壊時の無令状緊急逮捕、立入禁止区域違反確認時の法執行機関通報など）に移行するなどである。なお、以前は、就労中に誤動作確認の電話対応等を頻繁にした結果、職場を解雇してしまった対象者もいたが、現在の実施手順書では、就労中の位置確認停止オプションを設けるなどして就労を妨げないように配慮しているという。

69 同州の社会内処遇では、裁判所の州内巡回区（管轄区、circuit）20区域を4保護管区に分割して管理している。居住地の市や郡が変わると、地域の条例による規制が異なることがあり（例、性犯罪者の居住地制限）、電子監視プログラムの監視条

キ 監督指導期間の満了、再犯による逮捕、死亡、所在不明、裁判所の命令により電子監視を中止する場合は、機器を回収する。

ク 回収した機器は、アルコール等により洗浄消毒し、機器業者に戻す。

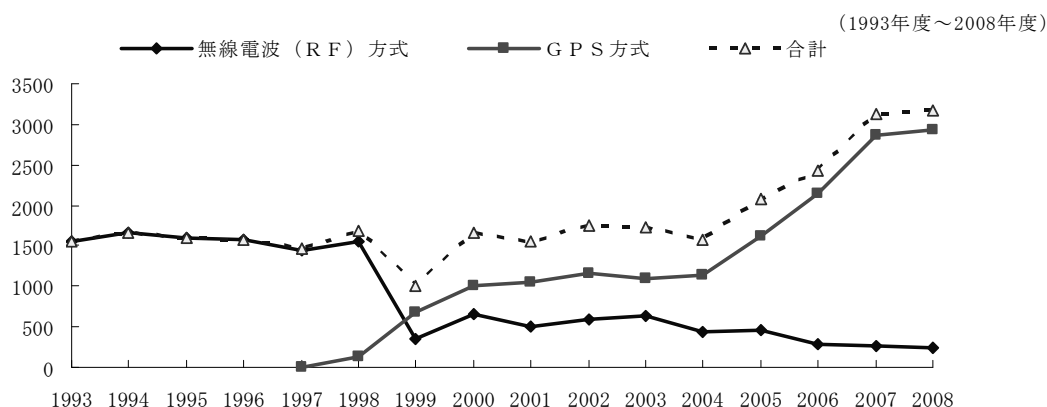
(7) 違反時の措置等

電子監視機器の故意による破壊は第3級重罪として処罰される (§ 948.11(7)FS, 電子監視機器)⁷⁰。また、電子監視装着条件下で所在不明となった場合は、警察通報の上、刑事訴追される。さらに、機器の破損や亡失に関しては、対象者は弁償義務を負う。

(8) 実施実績

6-3-3図は、1990年度以降のフロリダ州の位置情報確認対象人員の推移を監視方式別に見たものである。1990年代は、社会内統制処分対象者の在宅確認を中心に、無線電波(RF)方式が毎年1,500件前後使用されていたが、1997年にGPS機器が導入されてから、GPS機器の使用は急速に増えた。特に、2005年のジェシカ法の施行により特定性犯罪者のGPS監視が行われるようになってから使用実績は飛躍的に上昇した。2008年度の年間電子監視総実施人員は、3,170人であった⁷¹。

6-3-3図 フロリダ州における位置情報確認対象人員の推移



注 1 Bales et al.(2010b)による。

2 データは各会計年度の位置情報確認対象人員である。

3 無線電波 (RF) 方式の使用開始年は1988年、GPS方式は1997年である。

4 GPS方式では、1999～2005年度まで僅かに受動型GPS機材が使用されており、このデータが含まれている。

次頁の6-3-4表は、2008年度の位置情報確認対象者の対象人員及び構成比を主罪名・処分区分・確認方式の別に見たものである。GPS方式で位置情報確認が行われている対象者のうちで最も構成比が高いのは性犯罪(約44%)であるが、他の暴力犯罪(約14%)、薬物犯罪(約9%)、侵入盗(約8%)等、広範な対象者に用いられている。

件の設定を変えなければならない。

70 フロリダ州における3級重罪の法定刑は、5,000ドル以下の罰金又は5年以下の拘禁刑である。

71 ジェシカ法施行前後の電子監視関係フロリダ州歳出予算を見ると、2000年度から2004年度までが250万ドル～380万ドルで推移していたのに対し、ジェシカ法施行後の2005年度は370万ドル、2006年度は740万ドルなどとGPS方式の電子監視の増大により大きく支出が跳ね上がっている (Bales, et al., 2010a, pp. 10-11)。

6-3-4表 フロリダ州における主罪名・処分区分・位置情報確認方式別対象人員と構成比

(2008年度)

主 罪 名	G P S 方式				無線電波 (R F) 方式				合計
	小計	社会内統制	刑務所釈放後措置	プロベーション	小計	社会内統制	刑務所釈放後措置	プロベーション	
1 殺人(謀殺・故殺)	47	10	33	4	8	3	5	-	55
	1.6%	0.9%	5.8%	0.3%	3.4%	2.0%	13.9%	0.0%	1.7%
2 性犯罪	1,282	218	268	796	27	4	10	13	1,309
	43.7%	20.6%	47.0%	61.0%	11.3%	2.5%	27.8%	30.2%	41.3%
3 強盗	128	77	47	4	12	7	5	-	140
	4.4%	7.3%	8.2%	0.3%	5.0%	4.4%	13.9%	0.0%	4.4%
4 他暴力犯罪	400	199	76	125	47	28	7	12	447
	13.6%	18.8%	13.3%	9.6%	19.7%	17.6%	19.4%	27.9%	14.1%
5 侵入窃盗	223	130	53	40	25	20	4	1	248
	7.6%	12.3%	9.3%	3.1%	10.5%	12.6%	11.1%	2.3%	7.8%
6 窃盗等財産犯罪	177	129	13	35	36	32	1	3	213
	6.0%	12.2%	2.3%	2.7%	15.1%	20.1%	2.8%	7.0%	6.7%
7 薬物犯罪	267	165	39	63	48	43	1	4	315
	9.1%	15.6%	6.8%	4.8%	20.2%	27.0%	2.8%	9.3%	9.9%
8 武器犯罪	46	25	11	10	7	4	1	2	53
	1.6%	2.4%	1.9%	0.8%	2.9%	2.5%	2.8%	4.6%	1.7%
9 その他	362	105	30	227	28	18	2	8	390
	12.3%	9.9%	5.3%	17.4%	11.8%	11.3%	5.5%	18.6%	12.3%
合 計	2,932	1,058	570	1,304	238	159	36	43	3,170
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注 1 Global Positioning and Radio Frequency Sept. 2009 (Tab.1D) (<http://www.dc.state.fl.us/pub/gpsrff/2009/tab1d.html>) による。

2 各欄の下段は構成比である。

6-3-5 (a) 表
フロリダ州社会内処遇対象者の処分区分別人員

処 分 区 分	人員	%
プロベーション① (②, ③以外)	108,439	75.8
薬物事犯プロベーション②	17,092	12.0
性犯罪者プロベーション③	3,987	2.8
社会内統制 ④	10,397	7.3
条件付釈放 ⑤	2,854	2.0
し癖回復監督指導 ⑥	422	0.3
合 計	143,191	100.0

注 1 Bales et al.(2010b,p.7)による。

2 データは2009年6月末日現在のものである。

3 電子監視の対象となる主な処分のみ計上している。

6-3-5 (a) 表は、電子監視機器による位置情報確認が行われる可能性のある社会内処遇の処分名別人員 (2009年6月末日現在) を見たものである。

約14万3,000人の対象者中、各種プロベーション対象者が9割を占め (うち、性犯罪プロベーションの対象者は構成比では約3%に過ぎないが、実人員では約4,000人に上る。), 中間的制

裁である社会内統制処分は全体の約7%に当たる約1万人に上る。施設釈放後の対象者は約2%に過ぎない。

6-3-5 (b) 表は、これら社会内処遇の対象となっている者のうち、電子監視機器による位置情報確認が行われている者の処分の区分別の実人員と構成比を見たものである。

プロベーション対象者の中では、実人員で約1,500人（構成比は約1%）、社会内統制の区分では、約600人（同約6%）、施設内処遇後の措置では約300人（同約8%）であった。実人員ベースで見ると、同年同期に電子監視機器を装着していた者は約2,400人にも及ぶが、構成比で見ると2%にも満たない者に対し、電子監視機器による位置情報確認が限定的に利用されていることが分かる⁷²。

表 6-3-5 (b)

フロリダ州における処分区別の電子監視機器装着対象者人員及び構成比

処 分 区 分	①RF方式	②GPS方式	合計(①+②)	全人員
プロベーション	27	1,445	1,472	129,518
構成比	0.02%	1.12%	1.14%	90.17%
社会内統制	49	587	636	10,397
構成比	0.47%	5.65%	6.12%	7.24%
施設内処遇後	23	261	284	3,726
構成比	0.62%	7.00%	7.62%	2.60%
合 計	99	2,293	2,392	143,641
構成比	0.07%	1.60%	1.67%	100.00%

注 1 Bales et al. (2010b, p.7) による。

2 データは2009年6月末日現在のものである。

3 施設内処遇後の区分にはパロール後の電子監視対象者を含む。

4 電子監視対象者欄構成比は各処分の区分総人員中の構成比を示し、総人員欄の構成比は、総人員の総計中の各処分区分の構成比を示す。

(9) 電子監視機器装着の期間

フロリダ州矯正保護局の対象者の場合、平均2年という。

なお、ジェシカ法による終身電子監視の対象者は現在収監されており、社会内で電子監視機器装着による監視を実施している対象者はまだ存在しないということであった。

(10) 実施コスト⁷³

以下の①及び②は、2009年度における電子監視機器使用による監督指導の平均コストを示したものである。このうち、GPS方式による位置情報確認条件が付くと、通常社会内処遇の3倍程度のコストとなるが、刑務所収容コストと比較すると4分の1程度となる。

① 人件費込みの平均電子監視機器利用コスト

約14ドル／日（約1,200円）、年間約5,128ドル（約45万6,000円）

72 なお、フロリダ州矯正保護省の統計月報（FDOC, 2010a, p. 3）によれば、2010年8月現在の社会内処遇対象者で所在不明者が2万4,122人にも及んでおり、対象者の所在確認の責務の重要性がうかがわれる。また、GPS装置装着対象者数は、2010年6月末日が2,483人、2011年6月末日が2,714人とその後も増加しており、電子監視に付される性犯罪者及び性的略奪者の構成比が2000年時点で36%であったのに対し、2011年の同期には64%に増加している（Florida Senate Committee on Criminal Justice, 2011）。

73 データは、いずれも2009年度のデータである（①、③、④はFDOC (2011, p.32)、②はBales et al. (2010b, p.9)。OPPAGA (2005 ; 2007 ; 2010) は、もっぱら費用対効果の観点から電子監視をさらに拡充すべきであるとの勧告を続けているが、通常社会内処遇より割高となる点にも注意をする必要があると考えられる。

② 機器使用コスト

＜在宅確認型R F方式機器＞

1日2ドル（約180円）、年間約719ドル（約6万4,000円）

＜GPS方式（能動型）機器＞

1日9ドル（約800円）、年間約3,263ドル（約29万円、日額コスト中1ドル分はモニタリングセンター運営経費に充当）

③ 電子監視装着条件なしの通常の社会内処遇平均コスト

1日約5ドル（約445円）、年間約1,865ドル（約16万6,000円）

④ 刑務所収容平均コスト⁷⁴

1日約53ドル（約4,700円）、年間約1万9,356ドル（約172万3,000円）

(11) 対象者の費用負担

矯正保護省は、対象者に電子監視機器利用費用を請求する権限を有し、裁判官は電子監視機器装着の条件を命令する際に、対象者の経済状況等を勘案の上、実施費用の減額・免除を行う権限を有している。実施コストのうち、実際に回収できているのは15～20%程度という。2009年の法改正により、それまで社会内統制処分にのみ義務付けられていた費用負担が、全対象者から請求できるよう改正された。GPSの場合の徴収費用は、おおむね機器使用コスト分に当たる日額8ドル（約700円）である。対象者には、電子監視機器利用費用のほか、被害者への賠償金支払等の義務も課せられているため、被害者対応を最優先とすることが多く、電子監視機器利用費用が不払いであっても特に制裁は加えていないという（州担当者説明による）。

(12) 位置情報データの保存等

位置情報確認に関する電子監視の対象者データは原則5年間保存しているということであった。各種法執行機関が行う捜査上のデータ利用に関しては、法執行機関と矯正保護省とが協定を結び、犯罪捜査に対象者の位置情報が利用されている⁷⁵。

(13) 電子監視機器装着の効果に関する研究等報告

ア 矯正保護省による部内調査結果

2003年3月に矯正保護省が発表した調査は、1996年度当初（1996年7月1日）から1999年度末（2000年6月末日）までに社会内統制処分になった者で電子監視条件付きの群と電子監視条件なしの群を比較したものである。その結果、処分開始1年後の重罪再犯は電子監視条件付き2.6%（同条件なしで6.6%）、遵守条件違反は電子監視条件付き13.2%（同条件なしで25.6%）となり、社会内統制の取消率が低下したという⁷⁶。また、2004年12月に発表された

74 民営刑務所を除く公設刑務所のコスト、刑務所新增設費用の経費は含まない。

75 電子監視機器による対象者の位置情報を、犯罪捜査に利用する犯行場所関連づけ（Crime Scene Correlation）技術は、フロリダ州においては、2003年に連邦司法省技術助成金を得てパイロット実務として始まった。このシステムは、法執行機関が有する犯罪捜査情報データベースの日時・位置情報と矯正保護省の管理する犯罪者の移動軌跡に関する位置情報データを重ね合わせて比較照合することにより、犯罪に関与している可能性のある容疑者の絞り込み等に利用するものである。

（Florida Senate Committee on Criminal Justice, 2004）

76 OPPAGA (2005, p. 4) による。同報告の記述には、再犯の具体的定義は記載されていない。また、サンプル数や各群属性、統計的有意性について記載がないため、電子監視機器装着条件が原因となって違反行動低下に効果があったと直ちに結

成り行き調査では、2001年度の社会内統制処分対象者（電子監視条件なし）、無線電波（R F）方式対象者、G P S対象者を処分後2年にわたり比較した。その結果、所在不明が社会内統制2.4%、R F方式1.5%、G P S方式0.1%、処分実施中の重罪再犯が、社会内統制7.7%、R F方式0.9%、G P S方式3.8%、遵守条件違反が、社会内統制43.6%、R F方式6.1%、G P S方式24.6%という結果であった⁷⁷。

イ フロリダ州立大犯罪学部研究グループによる評価研究

フロリダ州立大の犯罪学部は、同州矯正保護省のデータ供与協力を得て、準実験的な手法による電子監視の効果に関する評価研究を実施している。

まず、2006年の研究報告⁷⁸では、1998年から2002年までに同州で社会内統制（在宅拘禁）となった全対象者約7万5,000人について、電子監視条件が適用された者と電子監視条件のなかった者について、犯罪の重さや成り行きデータ（プログラム実施期間中（電子監視機器装着期間中）の所在不明、遵守条件違反及び再犯⁷⁹）を比較した。その結果、電子監視条件（R F方式及びG P S方式）が付される対象者は、電子監視条件が付かない対象者よりも、量刑ガイドライン評定スコアが統計的に有意に高く、同州実務では、より再犯リスクが高い者に電子監視条件の命令が下されていることが確認された。また、電子監視機器装着対象者のプログラム実施期間中の所在不明、遵守条件違反、再犯による処分取消措置のいずれも有意に減少した⁸⁰（罪種別では粗暴犯、財産犯、薬物犯について同様に効果が認められ、電子監視の方式別では、比較的成本の低いR F方式も、比較的成本の高いG P S方式も、違反抑止効果はほぼ同程度であった。）。

2010年の研究報告⁸¹は、連邦司法省全米司法研究所の研究助成を受けて実施された研究であり、2001年度から2006年度までの6年分のデータ（約27万人分、うち電子監視条件付対象者は約5,000人）を用い、対象者を社会内統制処分のほか、プロベーション等他の区分の処分

論付けることはできないと考えられる。

77 A Report on Community Control, Radio Frequency (RF) Monitoring, Global Positioning Satellite (GPS) Monitoring (Dec. 2004., Tab 3A)による。この報告にいう重罪再犯とは、重罪による再犯事件により社会内統制等処分が取消しになったものをいう。なお、同省はこの報告以後、同様な成り行きデータの公表をしていない。違反率等の違いが電子監視機器装着の効果によるものかどうかは、前注と同様な理由により判断としない。

78 Paget et al. (2006)。この報告では、比例ハザードモデルという多変量解析の手法を用いて、処遇結果に影響すると考えられる各種変数の効果を統計的に統制し、電子監視条件の効果を分析している。

79 この研究における再犯とは、重罪又は軽罪によって逮捕され在宅拘禁処分が取消しになったものをいう。なお、データサンプル中、再犯の約7割は重罪によるものであり、約3割は軽罪によるものであった。

80 このことから、刑事司法の入口・出口段階の双方についていわゆる統制網の拡大（ネットワイドニング）の問題は同州実務ではほとんど生じていないことが示唆されると結論付けている（ただし、主罪名別で見ると、粗暴犯や財産犯では電子監視条件付の者の問題が統計的に有意に大きかったが、薬物犯では電子監視条件の有無による量刑ガイドライン評点に差はなく、薬物事犯者に関しては統制網の拡大の問題が起っていた可能性があるという。）また、電子監視の長期的効果ははっきりしておらず検討が必要だが、電子監視付在宅拘禁では、電子機器の装着が、プログラム実施期間中、一定の抑止役割を果たすことを示すと指摘し、抑止効果の観点からはコストのかかるG P S方式に過度に依存する現行実務を再検討する余地やもあるのではないかと疑問を呈している。なお、フロリダ州立大の研究では、対照群の中に電子監視機器装着経験者が含まれている可能性があることや、対象者の処遇内容がどのような要素から構成されていたのかに関するプロセス評価を欠いていることから、各種指標の差異を電子監視機器装着の効果と解釈することは早計だという見解など、研究の質を疑問視する専門家意見もある点に注意を要する（例、Brown, et al., 2007, 5-6）。

81 Bales et al. (2010a)。この報告は、傾向スコアマッチング法（Propensity score matching）により各種属性データの縮約化によるマッチングを行い、電子監視条件対象者と同様な属性を有する対照群を選定して、比例ハザードモデルにより電子監視の効果进行分析している。

にも拡大し、電子監視条件の有無による成り行きデータ(プログラム実施期間中の所在不明、遵守条件違反及び再犯)について量的比較を行っている⁸²。また、この研究では、対象者や職員等に対する面接・調査票調査により電子監視に関する評価や態度など質的な分析も同時に行っている。

同研究の量的データの分析結果では、電子監視条件が付くと、プログラム実施期間中の各種違反が約3割程度減るという推計結果が得られた(電子監視の実施方式では、GPS方式の方がRF方式より6%ほど遵守条件違反等が低下し、罪種別に見ると、どの犯罪類型についても違反の抑止効果が有意に認められるが、暴力犯罪者に対する効果は他の罪種(性犯罪、薬物犯罪、財産犯罪等)より少ない傾向が見られた。)

一方、関係者に対する面接調査による質的調査の分析結果では、対象者及び職員の双方が、電子監視機器装着が、配偶者や子供等家族関係にマイナスの影響があるという見方を示し、就労生活や家庭生活を妨げる要素があること、電子機器を装着し監視を受けること自体は住居の確保に影響しないものの、居住地制限は公共の安全を脅かしかねないマイナスの影響があるとの見方を示していること、対象者にとって費用負担は重荷になっていること⁸³、頻繁に起こるGPS装置の衛星信号検出エラーへの対応が、対象者の就労生活を妨げる要素となることなどが報告されている⁸⁴。

(14) その他の問題

電子監視機器装着自体の問題ではないが、電子監視機器によって位置情報確認がなされる特定性犯罪者の居住地制限は、対象性犯罪者がホームレスになる事態を招いている⁸⁵。特に、同州デイト郡マイアミの条例では、性犯罪者登録対象者の児童関連施設等からの居住地制限距離が2,500フィート(約750m)と広い上に人口過密であるため、刑務所出所者等の性犯罪者が住居を確保できず、苦肉の策として高速道路下のガード下にホームレスの性犯罪者を居住させ、同州保護観察官が監督指導に当たっていた。これはマスコミや人権団体から批判を浴び、現在は、ホームレス支援団体等の協力を得て住居の確保に努めているが、依然ホームレス状態にある性犯罪者がいるという(州担当者説明による。)

82 この研究における再犯は、重罪又は軽罪による逮捕により処分が取消されたものをいう。

83 OPPAGA(2007)は、裁判官を対象として面接調査を行い、同州裁判官が電子監視機器装着条件の使用に謙抑的であることを確認している。裁判官が、電子監視の利用をしない理由として、参加費を貧困層の対象者から徴収することに抵抗があることも影響していると指摘している。また、同報告は、性犯罪者対策として2005年のジェシカ法の施行以後、電子監視が義務付けられるケースが増えたこともあって、州矯正保護省の電子監視機器使用も大きく拡大したが、州矯正保護省は、監督指導の人的コストが大きいため、利用を更に拡大することには抵抗があるとも分析している。

84 GPS信号は、室内等で受信状態が悪くなりやすく、フロリダ州では、信号途絶の警報が発報された場合には、屋外に出て信号受信の補正をするよう指導してきたため、就業がしばしば妨げられ、解雇されてしまうような事例もあった。上述のように、近年は、勤務時間中、警報解除とするなどの措置により就労を妨げない配慮をするようにしている。

85 この問題の紹介は多数なされており(例 Skipp(2010))、インターネット上でも関連する映像が配信され視聴することができる。居住地制限や立入禁止制限のかかる区域は電子監視対象者のプログラムを組む際にソフトウェア上の地図に入力されるが、制限地点からの距離で円形に地図をマッピングしていくと、地図の大部分が制限区域になってしまい、人家のある場所にはほとんど居住できない事態も生ずる。また、アメリカの場合、児童対象の性犯罪の多くが面識のある者によって行われていることから居住地制限を疑問視する意見や、居住地制限をすることによって性犯罪者が余計に把握しにくくなり犯罪の危険が増すと可能性があるとの指摘も見られる(例 Nieto, et al., 2006; California Coalition on Sexual Offending, 2008; Duwe, 2009; Zgoba, K. M., 2011)。フロリダ州を調査地とし、児童施設等との距離と児童対象性犯罪再犯(性犯罪前科を有する者で、2004～2006年の間に新たな児童対象の性犯罪で逮捕されたもの)の関係を調査した研究では、居住地制限は性犯罪再犯と関連性が認められないことが確認されている(Zandbergen, 2010)。

3 レオン郡監督指導付公判前釈放プログラム (Supervised Pretrial-release Program)

(1) 導入経緯等

一般的な公判前釈放には、自己誓約による釈放 (Release on own recognizance)、保釈金による釈放 (Cash bond 又はSurety bond⁸⁶) があるが、監督指導付公判前釈放プログラムは、電話接触、家庭訪問、電子監視等により、処分確定時又は監督指導が取消しとなるまでの間、積極的に被告人の監督指導を行う公判前の釈放制度である。レオン郡⁸⁷における電子監視利用による監督指導付公判前釈放プログラムは、2001年にジェイルの過剰収容対策の一環として州の財政支援を受け始まった。

(2) プログラムの目的

本プログラムは、裁判官の公判前釈放の判断に係る情報収集を行うとともに、釈放中の監督指導を実施することにより、不必要な未決拘禁、公判への不出頭 (所在不明となることも含む。)、釈放期間中の犯罪を減らすことを目的としている。公判前釈放の条件として電子監視を利用するこのプログラムにより、誓約のみでは公判への出頭に不安が残る対象者や保釈金を支払えない対象者の公判前釈放の間口が広がり、主に郡の負担となる郡ジェイル収容コストの削減が図られている。

(3) 関係法令等

フロリダ州の保釈の権利は州憲法 (Art. I, § 14) に、一般的な保釈手続は州法Chap. 903FSに定められており、「公判前釈放プログラム」は、州法 § 907. 043 (2) (b) FSに定められている。この規定に基づき、州内のすべての監督指導付公判前釈放プログラム (2010年時点で76郡中28郡で実施、うち電子監視は少なくとも16郡で実施⁸⁸) が公判不出頭率と釈放期間中の再逮捕データを収集し報告するよう義務付けるとともに、§ 907. 044 FSにより、同フロリダ州の公判前釈放プログラムの効果及び費用対効果をOPPAGAが評価するよう定めている⁸⁹。

(4) 対象者

就労先が確保できていること、地域の居住地への定着性が高いことなど、公判への出頭が確保できる可能性が高い者で、プログラム実施条件に同意する者が対象とされる。常習性の高い犯罪者で公判への不出頭のおそれが高い者や、プログラム実施期間中の再犯が危惧され、

86 Cash bondは通常の保釈金に当たり、Surety bondは、Bondsmanに保釈金を支払ってもらい、保釈金の10%に当たる額を手数料として支払う方式の保釈である。Bondsmanには保釈中の対象者を監督指導する義務はない。なお、島 (2002) に、ワシントン州における同様なプログラムやジェイルの業務等の詳しい紹介がなされている。また、緑 (2009) もカリフォルニア州コントラ・コスタ郡施設における電子監視実務を紹介している。

87 レオン郡は、州都タラハシーを擁する人口約27万3,000人、面積は702平方マイル (約8,143平方km) の郡である。郡には未決被収容者及び短期刑受刑者等を収容するジェイルが1施設ある。同ジェイルの運営は、郡保安官事務所が行っている。現在のジェイルは、1993年に収容定員約600人・職員274人体制で運営を開始したが、現在は、収容人員は1,000人を超え、職員約300人体制で運営されている。

88 OPPAGA (2010) による。なお、電子監視実施郡数は、同報告では16となっているが、OPPAGA (2008) では、21郡と報告されている (OPPAGAの調査に対し回答した郡の数がOPPAGA (2010) では20郡に減ったことから、電子監視実施郡数も減少したものと推察される。)

89 詳細は、OPPAGA (2008; 2010a) 参照。なお、プログラムの対象者選定に関する基準は郡によりまちまちであり、州内統一的な基準はないので、2011年中に州法化すべく法案が審議されている (House of Representatives Staff Analysis, Bill# CS/ HB1379 Pretrial Program)。同法案では、対象者を貧困層に限定する扱いとしてプログラム対象人員に縛りをかけ、州の助成金を減らすことにもねらいがあるようである。

地域社会への危険性が高い者は除外となる。

犯罪内容では、対象者の60%は性犯罪、30%がDV関係、残りが財産犯や薬物事犯という構成である。少年の場合も、通常裁判所に移送されたケースについては電子監視が実施されることがある。

(5) プログラム実施機関・体制

レオン郡の場合、郡のプロベーション部がプログラムを担当している（他の郡では保安官事務所やジェイルが同プログラムの監督指導を行う場合もある。）。監督指導付公判前釈放部門の職員は17人（統括官 1，上席公判前専門官 1，GPS 専門官 4，公判前専門官 8，ケースワーカー1，公判前技官 2）の構成であり、GPS担当職員は順転で24時間勤務に当たる。対象者の公判前調査報告書は公判前専門官が作成し、家族とのつながり、性格、精神状態、居住期間、雇用歴、犯罪歴、薬物・アルコール履歴を調査の上、裁判官に報告する。GPSによる監視対象者の監督指導は、公判前専門官と保護観察官がチームで行い、位置情報確認は公判前専門官が、通常の監督指導は郡保護観察官が担当する。

(6) プログラム実施手続・内容等

公判前釈放部職員が被告人に面接調査し、調査結果に基づいて裁判所への釈放勧告を行い、初公判立会後、裁判所の決定によりプログラムが開始される。保釈決定の際、釈放の条件として、外出禁止時間の設定、被害者・共犯者との接触を控える、薬物・アルコール使用禁止、実施中に犯罪をしないこと等の条件が課される。釈放中は、電子監視のほか、週1回プロベーション事務所に出席し、担当官との面談が行われる（この際に、1週間分の参加費を支払う。）。プログラム実施期間中は、電子監視機器のほか、電話連絡等各種手段によって所在確認を行い、必要とされる場合は、薬物・アルコール検査等も定期・不定期に実施される。

(7) 電子監視機器⁹⁰・適用対象者等

ア 遠隔アルコールモニタリング装置（SCRAM、発汗中に検出されるアルコール成分を検出しモニタリングする装置）・・・飲酒運転、飲酒関連のDV事件対象者に適用

イ 能動型GPS装置・・・プロベーション違反前歴者、公判不出頭前歴者、特定被害のおそれのある犯罪（例、DV、性犯罪等）に適用

ウ 受動型GPS装置・・・プロベーション違反前歴者、公判不出頭前歴者、財産犯に適用
プログラム開始当初は、在宅確認型RF方式も実施していたが、現在は上記の3種を利用している。機器提供業者は何回か変わったが、GPSはほとんどProTech社との契約である。契約内容はおおむね3～4年ごとに見直しているが、ProTech社は州の契約機関でもあるため、使用機器を相互借り入れしたり、技術的な問題を解決する際の情報交換が役立つという。

位置確認等のための業務は、24時間勤務の交代制勤務職員3人及び補助交代制勤務職員1人で対応している。位置情報や在宅条件等に異常があった場合は、専従職員が対象者に電話確認するが、監視機器の呼出音を不用意に鳴らすなどして就労を妨げないよう配慮している。電子監視機器装着の他に付加される条件は、生活状況や犯罪内容による。

90 訪問時の使用機種は、GPS装置については、州矯正保護省の機種と同一であった。

違反時の対応では、再犯等の重大な問題があればジェイル収容になるが、継続の可能性がある場合は、GPSモニタリングに加えて、保釈金を付加する措置が執られることもある。

（８）実施期間

実施期間は、公判に要する時間により変動する。短い場合で３～４か月、長い場合は１年近くに及ぶ場合もある。特に、責任能力が争われるようなケースや民事的収容措置に付される可能性のあるケースでは、鑑定が入るなどの事情により実施期間が比較的長期に及ぶ。

（９）年間実績

年間プログラム適否査定対象人員2,689人中、348人（12.9％）に公判前プログラム参加許可決定がなされた。許可決定者中の公判不出頭者28人（8.0％）、プログラム実施期間中再犯13人（3.7％）であった⁹¹。なお、同郡の2007年度実績報告による、使用機種別内訳は、対象者376人中、能動型GPS221人（約59％）、受動型GPS63人（約17％）、SCRAM92人（約24％）という構成であった。

（10）被害者への通報

被害者で電子監視プログラムの通報を希望するケースは約10％ある。被害者通報希望の場合、警報等表示機能付き端末装置を被害者に渡し、行動規制区域違反等が生じた場合は直ちに通報しているという。

（11）参加費用等

対象者は、監督指導料月額40ドル⁹²（約3,500円）及び電子監視費用（日額SCRAM12ドル（約1,000円）、能動型GPS12ドル（同左）、受動型GPS10ドル（約900円）（うちGPS機器使用料は、能動型7ドル、受動型5ドル、人件費等5ドルの計算））の支払を求められる。郡ジェイルの拘禁コストは日額67ドル（約6,000円）である。裁判官は、費用支払免除や一部減額の権限を有する。実際にプログラム費用を回収できるのは30～40％であり、費用回収は被害弁償等の被害者対応が最優先とされる。なお、上述のように電子監視対象者で保釈金を併科されている者もいる。

（12）犯罪捜査への位置情報データ利用

同郡保護観察部と法執行機関との協定に基づき、法執行機関はプロベーション部の電子監視データベースにアクセス権限を有しており、犯罪者の位置情報と犯行場所情報の照合関連付けソフトウェア利用により、包括的に犯行現場情報と電子監視対象者の位置情報との照合確認が行われている。プログラム対象者の側からすれば、犯罪の嫌疑がかかった場合、身の潔白を証明することにもなり双方にメリットがあるという（郡担当者の説明による）。

91 OPPAGA(2010, p. 9. TAB. A-1)による。データは2008年時点の数値である。

92 プロベーションの場合、監督指導料月額は55ドルである（社会奉仕労働命令の場合、これに傷害保険料30ドルが追加され、プログラム実施日に不出頭の場合は35ドルが徴収される。）。ジェイルからの外部通勤・通学（ワーク・スタディリリース）の場合、初期費用140ドル及び週70ドルが徴収され、薬物使用確認目的尿検査の場合は月1回5ドルが徴収される（LCPD, 2009）。

第4 連邦裁判所事務総局プロベーション・公判前サービスオフィス所管の位置確認（監視）プログラム⁹³（Location Monitoring Program, LMP）

1 連邦における導入経緯等

連邦においては、1986年に連邦行刑局所管施設から早期釈放された一部受刑者の在宅確認を電話によって行う監視プログラム（導入当初は「外出禁止パロールプログラム（Curfew Parole Program）」と呼ばれ、後に、「在宅拘禁プログラム（Home Confinement Program）」という名称に改称された。）を連邦パロール委員会が連邦裁判所事務総局と共同で実験的に実施したことが連邦の電子監視利用による犯罪者管理の始まりとされる。このプログラムでは、刑務所収容後の中間的処遇施設であった地域社会内処遇センター（Community Treatment Center）の収容候補者を、仮釈放となる日の最大60日前に釈放し、外出禁止の履行状況を電話確認するとともに保護観察官と毎週接触させる形の監督指導に付した。同年には、パロールが廃止され、翌年の量刑ガイドラインの導入や、パロールに代わる監督指導付釈放制度（Supervised release）の導入、薬物事犯者に対する厳罰化政策等の影響により、施設の過剰収容には一層拍車が掛かっていった。1988年には、在宅確認型RF方式電子監視機器を利用した夜間外出禁止プログラムが連邦司法省行刑局と連邦裁判所事務総局との共同実験プログラムとして開始され、1989年には、刑事法に関する司法委員会が、夜間外出禁止プログラムの実施地域及び対象者の範囲を保護観察対象者及び公判前被告人にまで拡張することを承認した。1991年には、無線電波方式による電子監視による監督指導が全米に拡大され、プロベーション対象者、監督指導付釈放対象者、公判前被告人も電子監視の対象となった。

一方、GPS方式の追跡型の位置情報確認の技術が、米国では90年代後半から導入されるようになり、電子監視の方法も在宅確認にとどまるものではなくなったことから、従前、「在宅拘禁プログラム」と呼ばれていた連邦のプログラムは、GPS方式による追跡型の位置情報確認が普及するようになってから、「位置確認（監視）プログラム（Location Monitoring Program, 以下「LMP」と略記する。）」という名称に変更され、現在に至っている。

なお、位置確認プログラムは、コロンビア特別区⁹⁴を除き、連邦行刑局との省庁間協定に基づく電子監視業務（連邦刑務所の釈放準備期の電子監視の委託実施）を含め、連邦裁判所事務総局プロベーション・公判前サービス部⁹⁵が一括して担当している。

93 連邦プログラムに関する本文の詳細説明は、OPPS (2010a) の記述による。

94 コロンビア特別区（ワシントンD. C.）は連邦直轄の地区だが、他州同様に特別区の法律(DC Code)を持ち、犯罪者の監督指導機能を果たす機関としてコロンビア特別区裁判所サービス・犯罪者監督庁（Court Services and Offender Supervision Agency, CSOSA）が1997年に創設され、同機関が電子監視機器による位置情報確認の業務を実施している（実務の詳細は、法務総合研究所（2008a, 「米国」, pp. 201-203参照）。

95 Office of Probation and Pretrial Services, Administrative Office of the United States Courts. 同部の前身は、1925年の連邦保護観察法の施行に伴い発足した連邦プロベーションサービス（US Probation Service）であり、設立当初は連邦司法省行刑局が所管していたが、1940年に連邦裁判所事務総局（Administrative Office of the US Courts）が創設されたことに伴い、司法省から連邦裁判所に移管した。一方、連邦公判サービスは、レーガン政権下の1982年に公判前サービス法（Pretrial Services Act）が施行されてから新たに設立された組織であり、現在は、両者が統合され、連邦プロベーション・公判前サービス事務所となっている。全米の94の連邦裁判所中、93の裁判所に同事務所があり、同事務所の全米レベルの管理・財政等支援は連邦裁判所事務総局の同部が行っている。

2 電子監視機器による位置情報等確認対象者の区分と法的根拠等

LMPは、独立した処分としてではなく、以下の5種の処分の対象者の監督指導の一条件として課されるものである。⁹⁶

- ① 公判前釈放（Pre-trial Release）対象者の釈放条件（連邦法典⁹⁷ 18USC § 3142(c)(1)(B)）

裁判所は、公判前釈放の条件として、住居、旅行、外出時間の制限等が条件として設定できるが、LMPもその一条件として命ずることができる。なお、2006年に施行されたアダムウォルシュ法（§ 216）の規定による同連邦法典条文の一部改正により、児童を対象とする性犯罪等特定犯罪類型の者については、公判前釈放条件として電子監視機器装着が義務付けられている⁹⁸。

- ② プロベーション対象者の在宅拘禁確保条件（18USC § 3563(b)(19)）

裁判所は、プロベーションの裁量的条件の一つとして、非就労時間中の在宅を遵守条件とすることができ、その確認を電話又は電子信号機器（telephonic or electronic signaling device）⁹⁹により行うことができる。

- ③ パロール対象者の特別遵守条件（18USC § 4209, 廃止条文）

1987年11月1日以前に収監されていた者（＝1987年のパロール廃止発効前の旧法規定適用対象者）については、パロール委員会が定める特別遵守条件の一つとしてLMPを義務付けることができる。

- ④ 監督指導付釈放（Supervised Release）対象者の在宅確保条件（18USC § 3583(d)）

上記②のプロベーションの場合と同様に、裁判所の裁量により就労時間外の在宅を義務付けることができ、その確認を電話又は電子信号機器により行うことができる。

- ⑤ 釈放前受刑者（Pre-release inmates）の社会復帰準備期間の一条件（18USC § 3624(c)）

連邦行刑局は社会復帰準備のために刑期の6月又は最終受刑期間の10%を超えない範囲でLMPに付すことができ、連邦プロベーション部はこれを支援するものとされている

96 なお、監督指導のツールとして、あるいは、他の監督指導条件の強化目的で、電子監視機器を使うこと（これを、「スタンダードアロンモニタリング」という。）については、プロベーションでは、18USC § 3563(b)(22)（裁判所が科すその他の条件を遵守しなければならない旨の規定）、公判前サービスについては、18USC § 3142(c)(1)(B)(xiv)（被告人は必要とされる出頭を確保し、他者や地域社会の安全を確保するために合理的な必要性が認められるその他の条件を遵守しなければならない旨の規定）を根拠とし、電子監視機器の使用ができることとされている。

97 連邦法典条文は以下も同様に略記する。

98 児童対象の特定性犯罪等の保釈対象者には、電子監視条件とともに、§ 3142(c)(1)(B)(iv), (v)(vi), (vii), (viii)に係る特定人物との接触、居所、旅行の制限、被害者との接触回避、指定官署への定期出頭義務、外出時間制限、武器の所持制限の遵守条件が最低限課されなければならないこととされている。

なお、同法には、621条において性犯罪者等のGPS電子監視のパイロットプログラムを行うため資金助成に応募した場合、資金助成を行い同パイロットプログラムの実施結果を2010年までに議会に提出する旨の規定があるが、調査時点ではGPSパイロットプログラムの助成規定は未実施であり、実施結果についての議会向け報告書も存在しないことを確認した。連邦SMARTオフィス担当者の話によれば、電子監視は性犯罪者対策のうち監督指導の一部をなすに過ぎず、性犯罪者登録制度の全米の整備が最優先課題となっていたということである。また、2010年時点から2年がかりで同法制定後の性犯罪者対策の運用状況の調査も行う予定であり、電子監視機器利用状況の調査もその一部に含まれることになるだろうということであった（連邦担当者説明による。）。

99 「電子信号機器」には、GPS機器等の各種の電子監視機器が含まれると解釈されている。

る。この規定及び省庁間協定に関する31USC § 1535の規定に基づき、連邦行刑局は連邦裁判所事務総局プロベーション・公判前サービス部との協定を取り交わし、電子監視の監督業務を連邦裁判所に委託している¹⁰⁰。対象者は、軽警備刑事施設の受刑者で、公共の安全を脅かすおそれのある者（例、重大事犯者、性犯罪者、重大な逃走リスクのある者など）は除外され、一部対象者には、薬物乱用検査や治療を受けることも求められる。原則としてこの対象となった者は、求職活動を積極的に行い、就労生活を維持することが求められるほか、このプログラム参加の費用の全額又は一部を支払うことが求められる。

なお、以上の区分の対象者に課せられる行動制限のレベルには、制限が比較的緩い外出制限（Curfew、例：夜間8時から翌朝6時までの外出禁止）に始まり、在宅拘禁（Home Confinement、就労、学業、弁護士訪問、公判出廷、その他事前承認のあった活動時間以外は在宅を求められる）、行動制限が最も厳格な在宅監禁（Home Incarceration、医療上の必要や公判出廷等の活動を除き24時間在宅拘禁状態を継続しなければならないもの）まで幅がある。また、性犯罪者やDV事犯者等の場合、外出時の立入禁止ゾーン等の設定が付加される。

3 位置情報等確認の実務

（1）確認方式の選択基準

連邦の場合、以下の基準に基づき、電子監視機器を選択し、対象者の監督に当たっている。

① 音声認証システム（Voice Verification System）

あらかじめ登録された対象者の声紋による生体認証技術により、定期・ランダムに電話により在宅を確認するもの。対象者側に必要な機器は電話だけであり、最も安価である。低リスク者や医療等の理由により他の電子監視機器が使用できない者¹⁰¹の在宅確認に向く。



声紋認証方式確認画面例

② R F 方式在宅確認

（Radio Frequency Technology）

在宅拘禁や外出制限の遵守条件を課された者で、行動を追跡監視するまでには及ばない者に適用する。

③ 受動型GPS方式による行動追跡確認（Passive GPS）

第三者リスクが明確にはないと思われる場合に使用される。行動経路は、非常時を除きGPS受信ユニッ



無線電波（RF）方式機器

100 OPPS (2010b)

101 電子監視装置の装着・携行に医療上の問題のあるケースには、心臓のペースメーカーの使用者などがある。

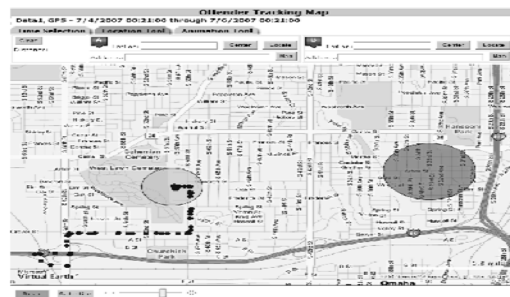
トを充電ユニットにセットした際に位置情報が送信され、事後確認がなされる¹⁰²。

④ 能動型GPS方式による行動追跡確認 (Active GPS)

第三者リスクが特定されている場合や、立入禁止ゾーン等の行動規制違反を直ちに通報する必要があるケース、暴力・性犯罪履歴のある者、性暴力者等指定を受け地域社会に危険にさらすおそれのある者を実施対象として考慮する。



GPS装置例
(左 足環, 右 GPS送受信機)



GPS監視の地図上モニタリング例
(デモ画面)

(2) LMPの実施手続等

ア LMPの対象候補者選定では、公判前調査や判決前調査等を通じて、対象者の背景情報として、犯罪歴、暴力履歴、医療・精神状況と健康管理上の問題、監督指導失敗履歴、地域社会リスク、対象者のプログラム参加意欲、法執行官への協力程度等の事項について公判前調査官や保護観察官によるアセスメントが行われる。再犯リスク水準評価には、RPIという連邦用客観的リスク評価ツール（処分歴等の行動履歴からリスク水準を査定する。）も利用されている。

イ 公判前調査官や保護観察官は、電子監視機器敷設に伴う住居等の通信条件確認により別途実施する物理的適合性を判定し、決定権限を有する裁判官等に報告する。

ウ 電子監視条件を課すことが裁判所等で決定された場合、オリエンテーション、同意書徴収、機器提供企業のモニタリング専用ウェブサイトへの対象者登録、機器の敷設と装着が職員によって行われ、電子監視が開始される¹⁰³。

エ 監督指導期間中には、銃器等の所持禁止、被害者・証人との接触禁止、特定人物への接近禁止、旅行制限、外出禁止、社会奉仕、就労、精神障害・薬物乱用治療等の各種遵守条件が対象者に応じて課される。

(3) 機器提供等契約企業と位置情報確認業務等

各連邦裁判所のプロベーション・公判前サービス事務所は、地区単位で予算執行しており、連邦裁判所事務総局プロベーション・公判前サービス部が契約企業として選定したBI社又はG4S社のいずれかと契約して電子監視を実施している。BI社はコロラド州ボールダーに、G4S社はジョージア州アトランタにそれぞれモニタリングセンターを有しており、連

102 受動型機種によっては、携帯電話回線を通じて数時間間隔で蓄積した位置情報を伝達するものもある。

103 公判前プログラムの場合は、原則として位置確認プログラムの命令が裁判所からなされた日に機器の敷設と装着を行うこととされ、有罪確定後の対象者に対するプログラムの場合は、裁判所等権限を有する機関の命令後、10日以内に機器の敷設や装着を行うこととされている。ただし、連邦行刑局の釈放準備プログラム対象者の場合は、刑務所やハーフウェイハウスからの釈放後、直ちに機器の敷設・装着を行わなければならない。

邦の電子監視を担当する専従職員が機器の異常や各種警報処理等の一次的なモニタリングに当たっている。

連邦職員の対応を要する警報は、モニタリングセンターから直接、担当保護観察官又は公判前サービス官のもとへ電話等により365日24時間体制で連絡が入る形になっており、正規の勤務時間外に事務所に職員を待機させる等の措置は採っていない。担当保護観察官は、電子監視の警報に対しては、定められた対応手順書（プロトコル）に従い、本人の所在確認等の対応を行う。担当官への連絡が30分以内につかない場合は、二次担当者（他の保護観察官）のもとへ連絡が入り、それでも連絡が取れないときは、直属上司が対応するという連絡方式（これを「クローズドループ方式」の連絡経路という。）で対応している。

職員のケース負担は、電子監視のない一般対象者を扱う場合50件程度、位置情報確認等の電子監視条件が伴う場合は、30～40件にしているという。対象者の電子監視機器による位置情報確認を行うと、遵守条件の履行状況確認のため頻繁に電話連絡が必要で、警報が発せられた場合は、常時対応して事後報告書を作成する必要があるほか、抜き打ちの家庭訪問等も行わなければならないため、職務上の負担は大きく増大するという。

（４）実施実績等

2009年9月末期の年間有罪確定後終結事件4万9,410件中、電子監視機器による位置情報等確認がなされるLMP条件が科されたものは、全体の約16%に当たる7,908件であった。その処分別内訳は、パロール終結事件779件中54件(6.9%)、監督指導付釈放終結事件3万6,887件中4,926件(13.4%)、連邦行刑局釈放準備等委託ケース484件中196件(40.5%)、プロベーション1万1,260件中2,732件(24.3%)となっている。また、一時点の位置情報確認状況について見ると、RF方式による在宅確認がおおむね5,500人程度、GPS方式による追跡型の位置情報確認が約400人程度という。

（５）LMPの実施期間

連邦の場合、おおむね3か月～6か月が標準的实施期間である。ただし、未決の場合、公判の進行状況により数か月から2～3年に及ぶ場合もある。通常のプロベーションで遵守条件違反があった場合など、行状に応じ電子監視条件を途中から付加・除去する場合もある。

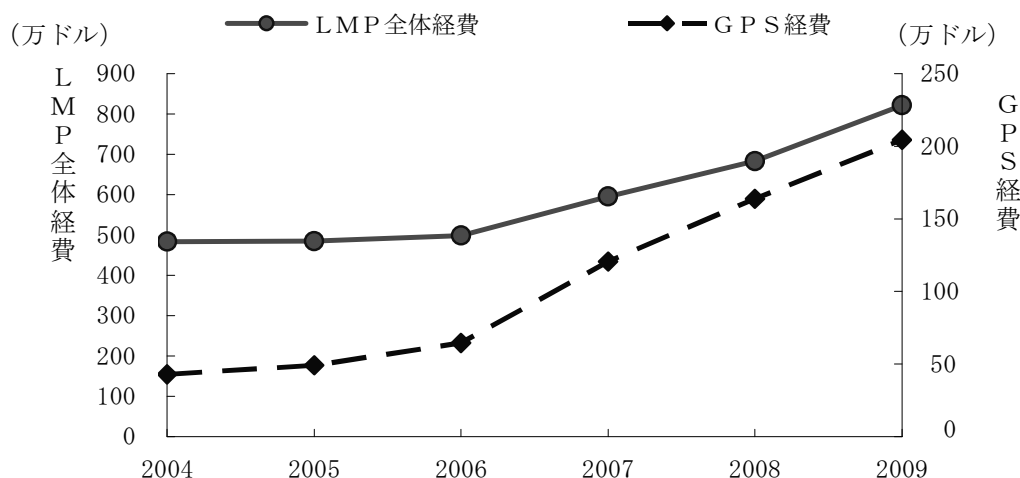
（６）機器使用コスト

電話音声確認方式の在宅確認は日額約2ドル（約180円）、無線電波（RF）方式の在宅確認は約3ドル（約270円）、GPS方式の追跡型位置情報確認は約6～10ドル（約540～900円）である。

次頁の6-4-1図は、2004年以降の連邦法域におけるLMP全体経費及びGPS経費の推移を見たものである。LMP全体経費は、2004年に約484万ドルであったが、2009年には約822万ドル（2004年水準の約1.7倍）に増加し、GPS関係経費は、2004年が約43万ドルであったのに対し、2009年には約204万ドル（同約3.8倍）に増加しており、GPS関係経費の増加傾向が大きい。特に、アダムウォルシュ法が成立し、特定性犯罪者等へのGPS監視が強化された2006年以降、その経費の増加が顕著に高まっている。

6-4-1 図 連邦位置確認プログラム（LMP全体及びGPS経費）の推移

(2004年～2009年)



注 1 連邦裁判所事務総局資料による。

注 2 LMPは位置確認プログラム全体経費を示し、GPSはGPS機器のみの経費を示す。

(7) 対象者の費用負担

LMPの参加費（おおむね機器の日額使用費が請求される。）を対象者に負担させるかどうかは、裁判所の決定による。この際、対象者の収入・稼働状況、罰金や賠償金の支払義務等を保護観察官が事前に調査し、裁判所に費用支払に関する勧告を行っている。プログラム参加の自己負担金の支払決定がなされた場合には、同意書と支払計画書を取り交わし、月額相当分を機器提供業者に直接払い込む形が採られる。なお、費用の支払能力がないことをもって、LMPの選定対象外としてはならないこととされている¹⁰⁴。

(8) その他の参考事項

連邦行刑局の釈放前電子監視利用は、主に、釈放前に3か月程度利用される中間的処遇施設である居住型社会復帰センター（Residential Reentry Center, RRC）利用の代替目的でLMPを使用する方向にあり、中間的処遇施設利用よりも安価なLMPにより、連邦施設の収容コストを下げることにねらいがあるという¹⁰⁵。

位置確認データは5年間保管しているという。

104 連邦に限らず、法の下での平等な保護を担保するため、電子監視の費用を徴収する法域の場合、低所得者に対する支払免除の取扱いを定めている。本人の費用負担に関連し、電子監視に対する態度を調査した研究では、電子監視が金銭的に不公平な処遇であると認知している黒人層が多いことなど、人種により電子監視に対する態度が大きく異なるという報告もある（Payne, et al., 2009）。

105 2009年度の連邦行刑局データ（FBP, 2010, p. 57）によれば、同年度の被収容者人口は20万8,759人（連邦刑務所172,423人、民営保安施設36,366人、RRC対象者8,842人）であり、約4%の者がRRCの処遇対象者であった。同局の2010年度の被収容者一人当たりのコストは、中間的処遇施設が約70ドル、刑務所が警備水準に応じて57ドル～93ドル（平均コストデータなし）であった。RRCでは、原則として入所15日以内に週40時間の雇用を確保することが求められ、日額コストを超えない範囲で、収入の25%が対象者に課金される。入所中の対象者の居所確認は、通常は電話連絡で行われている。同所を退所後に、次の処遇段階として在宅拘禁の措置を採り、電子監視が実施されることがある。
(<http://www.bop.gov/locations/ccindex.jsp>)

第5 米国における電子監視機器による位置情報確認等の効果に関する研究・評価の動向

上述のとおり、フロリダ州の電子監視の効果に関する評価研究例では、プログラム実施期間中（電子監視機器装着期間中）の再犯を含めた各種違反行動の抑止効果があるとする一方で、適用対象者の家庭生活や就労生活に各種のマイナスの影響も与えることが報告されている。米国では、他にも電子監視機器による位置情報確認の効果等に関する研究事例があるので、主な調査や研究報告からその知見を概観する¹⁰⁶。

1 電子監視の再犯抑止効果に関するメタ分析研究¹⁰⁷

（1）レンゼマらによる評価研究¹⁰⁸

米国において電子監視の研究を続け、電子監視の専門誌を刊行して情報交換を進めてきたレンゼマ教授らの研究グループは、刑事司法制度の各種介入の効果を科学的に検証する国際プロジェクトであるキャンベル共同計画の研究課題の一つとして、電子監視プログラムの実施がプログラム実施後の再犯に及ぼす効果について報告している。この研究は、再犯リスクが中～高水準にある対象者に対する電子監視の効果を検証するため、北米地域を中心に行われた電子監視に関連する研究論文又は研究抄録381件を集め、系統的レビュー¹⁰⁹を行った。その結果、電子監視の実施効果を検証している119研究が見つかったが、研究方法が妥当であるとして評価基準に該当する研究は、最終的には僅か3件しか残らなかった。この3件の研究について、プログラム実施後の再犯率を比較したところ、電子監視プログラムの実施は再犯抑止効果を持たなかった¹¹⁰。

再犯抑止効果を持たない理由について、レンゼマらは、近年の長期的な適用例を除けば、既存の電子監視プログラムの実施期間がほとんど6か月を超えることがなく、全般に短期間

106 電子監視機器利用の効果に関する各種の調査や研究報告を見る場合、電子監視機器を装着している期間中の違反行為や再犯を確認しているのか、電子監視プログラム実施後の違反行為や再犯への効果を見ているのか区別する必要がある（例、プログラム実施期間中の遵守条件違反等の少なさや終了率の高さは、プログラム実施後の再犯率とは別に検討すべき事象である。）。また、通常、電子監視プログラムでは、電子監視だけのものもあるようだが、担当保護観察官の面接指導、薬物治療等の各種処遇プログラム等も併用されていることが多いので、電子監視による効果を分離して検証するためには、他の条件が同様な対象を比較する必要がある。特に性犯罪者等の監督指導は、治療的な介入を含めてかなり濃密な監督指導がなされているため、電子監視機器利用の効果のみを分離して検証することは困難が伴う。多くの調査研究では、比較対照の方法が全般に不適切であることが問題点として指摘されている。この問題を打開するためには、ランダムに対象者を割り付ける実験的研究が最適だが、実社会の中でこの種の実験的研究の実施は各種の制約が伴うので、フロリダ州の評価研究のように、電子監視条件群と非電子監視条件群とを、影響を与える属性要因をそろえてマッチングするなどして準実験的に調査研究が実施されることが多い。

107 メタ分析とは、電子監視等特定処遇に関する一次研究の調査手続の適格性を一定基準に沿って評価・選別し、適格と判断された調査結果を集め、その結果を効果値という共通指標に直して統合し、全体として特定処遇の効果がどの程度あるかを推定する統計分析法である。なお、メタ分析ではないが、電子監視の評価研究例としては、McKenzie, D. L. が1990年代初頭に行われたランダム割り付けによる2件の研究で、在宅確認型の電子監視に再犯抑止効果がないことを確認している（Sherman et al., 2008. 原書p. 343, 訳書p. 330）。

108 Renzema M. & Mayo-Wilson, E. (2003; 2005). なお、この研究で取り上げられている電子監視の方式は、無線電波RF方式の在宅確認型電子監視である。

109 系統的レビューとは、各種研究報告を科学的基準に沿って評価し、研究法が妥当と認められた研究所見をメタ分析という統計手法によりデータを統合的に評価し、特定処遇領域の効果等を客観的に評価する評価研究の手法である。

110 処遇効果の評価に選択された3件の研究は、①Finn & Muirhead-Steves (2002)の米国ジョージア州の研究②Bonta et al. (2000)のカナダの研究、③Sugg et al. (2001)の英国の研究である。①は刑務所釈放後150日、1年及び3年の施設再入所を、②は処遇終了又は刑務所釈放1年後の有罪判決を、③は外出禁止措置が採られてから2年以内の再有罪判決をそれぞれ再犯の指標としている。

の介入であること、多様な問題を有する対象者に同じような仕方で適用されるプログラムであることから、電子監視の実施中に一時的な行動抑制が得られても再犯減少につながらないのは特に驚くに当たらないと指摘している。

(2) ワシントン州公共政策研究所による評価研究¹¹¹

ワシントン州公共政策研究所は、州政策上の重要課題について、刑事政策等諸分野の各種研究を実施する研究機関である。成人矯正の各種処遇プログラムの効果をメタ分析の手法で分析した研究では、その一部として電子監視の効果が分析されている。電子監視は、中間的制裁処遇カテゴリーの中の下位カテゴリーとされ、1990年代～2000年初頭に実施された電子監視関係の12研究（電子監視の対象者数2,175人）の結果を統合し分析したところ、再犯抑止効果は認められなかった¹¹²。なお、中間的制裁の処遇カテゴリーでは、他に集中監督プロベーション、軍隊式訓練を行うブートキャンプ処遇、低リスク者向け修復的司法プログラムも評価されているが、再犯抑止効果が認められたのは、治療教育的処遇を加えた集中監督プロベーション（対照群より約22%再犯率が低下）だけであった。なお、同研究では別カテゴリーの評価として性犯罪者向けの処遇プログラムの再犯抑止効果を検証しており、刑務所における認知行動療法（同約15%再犯率低下）及びプロベーションに付されている低リスク犯罪者向けの認知行動療法（同約31%再犯率低下）には再犯抑止効果があることを確認し、また、研究事例は少ないが効果が有望視される介入としてCOSA（Circle of Support and Accountability、宗教ボランティア等による監督・更生支援プログラム¹¹³、同約32%再犯率低下）が挙げられている¹¹⁴。

2 電子監視に関する全米性犯罪者管理センター意識調査¹¹⁵

全米性犯罪者管理センター（Center for Sex Offender Management, CSOM）は、性犯罪者の効果的な管理を推進することにより公共の安全を高めることを目的に1997年に設立された連邦司法省司法プログラムオフィスの一プロジェクトである。CSOMは、近年、性犯罪者に特化した法制化や施策が全米で進行していることに鑑み、その影響や各種施策に対する一般市民の意識や態度を探る目的で、約1,000人を対象とする意識調査を実施している。同調査では、性犯罪対策に関連する事項の一つとして性犯罪者の電子監視が再犯防止に有効と

111 Aos et al. (2006)。なお、電子監視の研究は、いずれも無線電波（RF）方式の評価研究である。

112 この研究では、12の調査（全て無線電波方式に関する研究であり、GPS方式の研究は含まれていない。）の一次文献が何を再犯指標としていたかは明記されていない。

113 COSAは1994年にカナダのオンタリオ州ハミルトン市で、小児わいせつの前科を持つ満期出所者の立ち直り支援と再犯防止のための見守り強化のためメノナイト派の牧師を中心に始まったプログラムであり、地域のサークルボランティア・専門家・関係機関による監督指導と生活援助を継続的に行う。現在は、カナダ全域だけでなく米国や英国等でも同様なプログラムが実施されている（Wilson, et. al., 2005; Wilson et al., 2009）。

114 COSA研究における再犯は、刑務所釈放後、平均追跡期間55か月における性犯罪事件による起訴又は遵守条件違反である。

115 CSOM(2010)。調査期間は2010年2月～3月に、人口動態等属性を勘案の上、サンプル抽出し、電話アンケート方式で調査が実施された。同調査では、性犯罪者の再犯率を尋ねる質問もしており、米国の成人性犯罪者の再犯率は実証的な研究では15～30%と推定されているところ、アンケート調査の回答者の6割が、性犯罪者は5割以上の者が再犯すると信じていることも報告しており、誤解に基づく態度が性犯罪施策にも影響を与えている可能性があることも指摘している。Bumby et al. (2010)にはこの調査結果の概要とともに性犯罪者に対する包括的な対策の要点についての解説がある。

思うか質問している。その結果、電子監視の再犯抑止効果が諸研究では十分確認されていないにもかかわらず、回答者の82%がGPSやその他の方式の電子監視が性犯罪者の再犯防止に役立つと思うという選択肢に回答したと報告している。この結果は、米国市民の性犯罪に対する不安の高さや、性犯罪者の監督指導を強化することに対する支持の強さを示すものと考えられる¹¹⁶。同報告は、再犯防止対策について、市民が適正な判断を行うためには、性犯罪の実態や各種の対策の効果等に関する正確な情報提供も欠かせないことを指摘している。

おわりに

米国では、先進国の中でも最も刑務所人口が多く、在宅拘禁等の中間的制裁など拘禁代替措置によって施設の過剰収容を緩和し、財政的負担を減らす必要が、1980年代からの電子監視機器の利用を大きく推進させたと考えられる。また、近年では、児童を被害者とする性犯罪等、凶悪事件の続発を受けて、厳罰化の施策が推進され、拘禁刑が長期化する一方、社会内処遇においても、性犯罪者対策の一環として、電子監視機器による位置情報の把握により監督体制を強化する施策が、連邦・州の双方で推進されてきた。日進月歩のテクノロジーの発展とあいまって、各種電子監視技術利用による犯罪者管理は今や一大産業分野に発展し、犯罪者の管理の重要な一翼を担っている。現地調査では、電子監視機器は、監督指導を強化するためのツールであって、人による監督指導や犯罪者処遇に取って代わるものではない点が強調されていたが、電子監視技術の利用は、関係法令等の改正はもとより、位置情報確認業務への対応等で、勤務の形態や職務内容等、社会内処遇の在り方全般に大きな変更をもたらすものであり、対象者やその家族等の生活や就労等の社会生活に与える影響も少なくないことがうかがえた。

位置情報確認技術利用の効果については、電子監視機器の装着期間中の遵守条件違反や再犯の減少が認められたという趣旨の報告がフロリダ州立大学の研究では得られており、機器装着により再犯や規則違反等が完全に防げる訳ではないにしても、一定の心理規制を対象者に与える可能性が示唆されている。しかし、電子監視実施後の再犯抑止効果に関するメタ分析による評価研究では、在宅確認型を中心に効果なしとする研究例が散見され、GPS方式についての効果検証に関しても、良質な検証条件のもとで行われた実証的な証拠はまだ十分得られていない現状にあると考えられる。また、位置情報確認のための電子監視機器の装着を求められる対象者には、電子監視機器のみの装着をもってリスク管理や処遇がなされている訳ではなく、リスクの低い者を除けば、総じて濃密な監督指導や各種の対策が多面的に講じられている。性犯罪者について見ても、性犯罪防止等の処遇プログラムへの参加義務付けや、担当官による頻度の高い接触、性犯罪者の情報登録・公開、ポリグラフ検査等、再犯防止のための各種の働きかけが総合的に行われているため、無作為割り付けによる実験的研究でもない限り電子監視機器装着の効果のみを分離して評価することはかなり困難と考えら

116 同調査では性犯罪者の登録・公表制度が性犯罪の防止に有効かと問う質問もあり、79%の者が効果があると回答したが、同制度の効果についての実証的な所見は同様に未確定とされている。

れる。さらに、GPS方式の利用は、RF方式の機器に比べると、普及してから十分な期間が経過していないため、この種の技術の利用の在り方、対象者に与える影響、プログラム実施後の効果等について、信頼するに足る知見が蓄積するのには、しばらくの時間を要すると考えられる。また、これまでの電子監視プログラムが比較的短期間で終了するものだったのに対し、特定性犯罪者等に対する終身監視プログラムなど長期のプログラムは、プログラムの実施規模・実施期間も大きくなり、監督指導を行う側・受ける側の双方に大きな影響を与えていく可能性があるが、長期的な影響についての検証も今後多面的に行われる必要があるだろう。

このような観点から、今後数年のうちに各州から出そろってくるであろうGPS方式の監督プログラムの実施効果等に関する報告は、関連する他の対策の実施状況や評価等も含め、注意深く見守り、我が国の施策の検討の際の参考としていく必要があると思われる。

引用・参考文献

- American Bar Association (2011) *Resolution 104D*. ABA.
- 赤田美穂(2005)「アメリカにおける刑務所内電子監視：ICタグを用いた受刑者管理の実情」, 犯罪と非行, 146, 147-165.
- Albrecht H-J. (2003) The place of electronic monitoring in the development of criminal punishment and systems of sanctions. In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lèvey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 249-264.) Max-Planck-Institute.
- Aos, S., Miller, M., & Drake E. (2006) *Evidence-based Adult Corrections Programs: What Works and What Does Not*. Washington State Institute of Public Policy. (<http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=06-01-1201>)
- 青柳武彦(2006)『サイバー監視社会：ユビキタス時代のプライバシー論』, 電気通信振興会
- Bales, W., Mann, K., Blomberg, T., Gaes, G., Barrick, K., Dhungana K., & McManus B. (2010a) *A Quantitative and Qualitative Assessment of Electronic Monitoring: Report Submitted to the Office of Justice Program NIJ U.S. Dept. of Justice*. Center for Criminology and Public Policy Research, Florida State University. (<http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/grants/230530.pdf>)
- Bales, W., Mann, K., Blomberg, T., McManus B., & Dhungana K. (2010b) Electronic monitoring in Florida. *J. of Offender Monitoring*, 22(2), 5-12.
- Bishop, L. (2010) The challenges of GPS and sex offender management. *Federal Probation* 74 (2), 33-35.
- Bottos, S. (2007) *An Overview of Electronic Monitoring in Corrections: The Issues and Implications*. Correctional Service Canada.
- Burrell, W. D. & Gable R. S. (2009) From B. F. Skinner to Spiderman to Martha Stewart: The past, present and future of electronic monitoring of offenders. In Phillips, D. (Ed). *Probation and Parole: Current Issues*. (pp. 94-128.) Routledge.
- Brown, T. M., McGabe, S. A., and Wellford, C. (2007) *GPS Technology for Community Supervision: Lessons Learned*. Noblis.
- Bumby, K., Carter, M., Gilligan L., & Talbot, T. (2010) *The Comprehensive Approach to Sex Offender Management*. Center for Effective Public Policy.
- California Coalition on Sexual Offending (2008) *Position Paper on Sex Offender Residence Restrictions*. CCSO.
- Center for Sex Offender Management (2010) *Exploring Public Awareness and Attitudes about Sex Offender Management: Finding from a National Public Opinion Poll*. Center for Effective Public Policy.
- CIA(2011) *The World Factbook: United States*. (<http://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook>)
- Council of State Governments (2010) *Sex Offender Management Policy in the States: Strengthening Policy & Practice Final Report*. CSG.
- Cornish, T. (2010) The many purposes of location monitoring. *Federal Probation*, 74(2), 12-13.
- Cromwell, D. (2010) "I was just given a new sex offense case, now, what do I do?" *Federal Probation*, 74(2), 20-23.
- Crowe, A. H., Sydney, L., Bancroft P., & Lawrence B. (2002) *Offender Supervision with Electronic Technology: A User's Guide*. American Probation and Parole Association.
- Datz, A. L. (n. d.) *Sex Offender Residency Restrictions and Other Sex Offender Management Strategies: The Probation Officer Perspective in Florida*. (<http://www.fdle.state.fl.us/Content/getdoc/bce869a7-6027-4166-bc80-1766e78a1765/Datz-Amy-Research-paper-pdf>)

- aspx)
- ディヴィス, アンジェラ (上杉忍訳) (2008) 『監獄ビジネス：グローバリズムと産獄複合体』, 岩波書店
- del Carmen, R. V. & Vaughn, J. B. (1986) Legal issues in the use of electronic surveillance in probation. , *Federal Probation*, 50, 60-69.
- Delson, N. (2006) Using Global Positioning System (GPS) for sex offender management. *Forum*, 18, (3), 24-30. Association for the Treatment of Sexual Abusers (ATSA).
- DeMichele, M. & Payne B. K. (2009) *Offender Supervision with Electronic Technology: Community Corrections Resource* (2nd ed.). Bureau of Justice Assistance, US Dept. of Justice & APPA.
- Dobson, J. E. & Fisher, P. E. (2003) Geoslavery. *IEEE Technology and Society Magazine*, Spring 2003, 47-52.
- Drake, G. B. (2009) Offender tracking in the United States. (6th CEP Conference on Electronic Monitoring presentation paper)
(http://www.cepprobation.org/uploaded_files/Pres%20EM09%20Dra.pdf)
- Duwe, G. (2009) Residency restrictions and sex offender recidivism: Implications for public safety. *Geography & Public Safety*, 2, (1), 6-8.
- Federal Bureau of Investigation (2010) *Uniform Crime Report: Crime in the United States 2009*. FBI.
- Federal Bureau of Prisons (2010) *State of Bureau 2009*. FBP.
- Florida Department of Corrections (FDOC) (2010a) *Florida Department of Corrections Fiscal Year 2008-2009 Annual Report*. FDOC.
- FDOC(2010b) *Florida County Detention Facilities Average Inmate Population 2009 Annual Report*. FDOC.
- FDOC (2010c) *Florida's Community Supervision Population Monthly Status Report*. FDOC.
- FDOC(2011) *Florida Department of Corrections Fiscal Year 2009 -2010 Annual Report*. FDOC.
- Florida Parole Commission (2010) *Annual Report 2009-2010*. Florida Parole Commission.
- Florida Senate Committee on Criminal Justice (2004) Global Positioning System(GPS) technology use in monitoring the activities of probationer. *Interim Report* 2005-126.
- Florida Senate Committee on Criminal Justice (2011) Examine technological advances and other issues in electronic monitoring probationers. *Interim Report* 2012-117.
- 藤本哲也(1988) 「21世紀の刑事司法：わが国に電子機器監視時代は到来するか」(矯正協会(編)『矯正協会百周年記念論文集第一巻』, pp. 92-130.), 矯正協会
- 藤本哲也(1993) 「21世紀の社会内処遇」, 犯罪と非行, 97, 3-28.
- 藤本哲也(1996) 「アメリカ合衆国における電子監視に基づく犯罪者処遇の現状と評価」(『諸外国の刑事政策』, pp. 181-211.), 中央大学出版部
- 藤本哲也(2008a) 『刑事政策概論 (全訂第6版)』, 青林書院
- 藤本哲也(2008b) 『性犯罪研究』, 中央大学出版
- Gable, R. K. & Gable R. S. (2005) Electronic monitoring: Positive intervention strategies. *Federal Probation*, 69, 21-25.
- Glaze, L. E. & Bonczar, T. P. (2010) *Probation and Parole in the United States, 2009*. Bureau of Justice Statistics Bulletin.
- Halberstadt, R. L. & La Vigne, N. G. (2011) Evaluating the use of Radio Frequency Identification Device (RFID) technology to prevent and investigate sexual assaults in a correctional setting. *Prison Journal*, 91(2), 227-249.
- Hickman, L. J., Eisman, M., & Davis, L. (2008) *Evaluation Design for the District of Columbia Department of Corrections' Use of Radio Frequency Identification (RFID) Technology with*

- Jail Inmates*. Rand Corporation.
- Hickman, L. J., Davis, L. M., Wells, E., & Eisman M. (2010) *Tracking Inmates and Locating Staff with Active Radio-Frequency Identification (RFID): Early Lessons Learned in One U. S. Correctional Facility*. Rand Corporation.
- Hinson, Z. (2009) GPS monitoring and constitutional rights. *Harverd Civil Rights-Civil Liberties Law Review*, 43, 285-288.
- 法務省 (2007) 「社会奉仕を義務付ける制度等に関する報告 (アメリカ合衆国)」 (法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会第9回会議 (平成19年9月27日開催) 資料
(<http://www.moj.go.jp/content/000003786.pdf>)
- 法務総合研究所 (2007) 『研究部資料54 米国及びカナダにおける拘禁代替策と早期釈放制度の現状』, 法務総合研究所
- 法務総合研究所 (2008a) 『研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス, ドイツ, 英国, 米国—』, 法務総合研究所
(http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html)
- 法務総合研究所 (2008b) 『研究部資料56 カナダ及び米国における配偶者暴力の実態と対策』, 法務総合研究所
- 本庄 武 (2008) 「電子タグによる監視と警備」 (刑事立法研究会 (編) 『刑務所民営化のゆくえ: 日本版PFI刑務所をめぐる』, (pp. 130-159.)), 現代人文社
- IACP & APPA (2008) *Strategically Monitoring Sex Offenders: Accessing Community Corrections' Resources to Enhance Law Enforcement Capabilities*. IACP&APPA.
- International Association of Chiefs of Police (2008) *Tracking Sex Offenders with Electronic Monitoring Technology*. IACP.
- Interstate Commission for Adult Offender Supervision (2007a) ICAOS GPS Update Survey April 2007. (<http://www.interstatecompact.org>)
- Interstate Commission for Adult Offender Supervision (2007b) SO Assessment Information Survey 4-2007.
- ITS情報通信システム推進会議 (2005) 『図解これでわかったGPS: ユビキタス情報通信時代の位置情報』 (第2版), 森北出版
- Janicki, M. A. (2007) Better seen than herded: Residency restrictions and Global Positioning System tracking laws for sex offenders. *Public Interest Law Journal*, 16, 285-311.
- John Howard Society of Alberta (2000) *Electronic Monitoring*. J. H. S. A.
- John Howard Society of Alberta (2006) *Electronic (Radio Frequency) and GPS Monitored Community Based Supervision Programs*. J. H. S. A.
- 川出敏裕 (2008) 「電子監視」, ジュリスト, 1358, 116-125.
- Lattessa, E. J. & Smith P. (2007) *Corrections in the Community*. (4th ed.) LexisNexis/Anderson.
- Leon County Probation Division (LCPD) (2009) *Alternative Sanctions for Leon County Defendants: Electronic Offender Supervision and Work Alternatives*. (Summary Sheet) L. C. P. D.
- LCPD (n. d.) *Leon Country Supervised Pre-trial Release Program Electoronic Monitoring Information*. L. C. P. D.
- Lieb, R., Kemshall, H., & Thomas, T. (2011) *Post-Release Controls for Sex Offenders in the U.S. and UK*. Washington State Institute for Public Policy.
- Lilly, R. (2003) From an American point of view: Does electronic monitoring have a future in Europe? In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 265-278.) Max-Planck-Institute.
- 松前恵環 (2010) 「位置情報技術とプライバシーを巡る法的課題: GPS技術の利用に関する米国の議論を中心に」 (堀部 (編) 『プライバシー・個人情報保護の新課題』, 第7章 (pp. 235-286.)), 商事法務

- McDougall, C., Cohen, M., Swaray, R., & Perry A. (2006) Cost-benefit analysis of sentencing. (キャンベル共同計画日本語版ホームページ(<http://fuji.u-shizuoka-ken.ac.jp/~campbell/library.htm>)から邦訳(津富(監訳)「量刑の費用便益分析」)
- 緑大輔(2009)「比較法2 アメリカ合衆国カリフォルニア州」(福井(編)『未決拘禁改革の課題と展望』, 資料1 pp. 295-312.), 日本評論社
- 森本哲也(2005)『概説アメリカ連邦刑事手続』, 信山社
- Murphy, E. (2008) Paradigms of restraint. *Duke Law Journal*, 57, 1321-1411.
- National Conference of State Legislatures (2008) *State Statutes Related to Jessica's Law*. National Conference of State Legislatures.
- National Institute of Justice (2011) Electronic monitoring reduces recidivism. *In Short Toward Criminal Justice Solutions* NCJ 234460 U.S. Department of Justice.
- National Law Enforcement and Corrections Technology Center (1999) Keeping track of electronic monitoring. *NLECTC Bulletin, October 1999*. NLECTC.
- Nellis, M. (2011) The Integration of Probation and Electronic Monitoring: A Continuing Challenge. (a report presented at the CEP 7th conference on Electronic Monitoring.) (http://www.cepprobation.org/uploaded_files/EM%20Literature%20Research.pdf)
- ニューメディア開発協会(2007)『センサーネットワークを活用した情報システムの応用に関する調査・開発報告書』, ニューメディア開発協会
- Nieto, M. & Jung D. (2006) *The Impact of Residency Restrictions on Sex Offenders and Correctional Management*. (CRB 066-008). California Research Bureau.
- NLECTC(2002) Making electronic supervision work. *TechBeat*, Fall 2002. NLECTC.
- NLECTC (2005) Technology primer: Radio Frequency identification. *TechBeat*, Summer 2005. NLECTC.
- Office of Probation and Pretrial Services (OPPS) (n.d.) *Location Monitoring Program in the Federal Courts* (MS PowerPoint Presentation). OPPS.
- Office of Probation and Pretrial Services (2010a) *Guide to Judiciary Policy: Vol 8 Probation and Pretrial Services; Part F: Federal Location Monitoring Program (Monograph 113)*. OPPS.
- Office of Probation and Pretrial Services (2010b) Interagency Agreement 817-11 Between the Administrative Office of the United States Courts and United States Department of Justice Federal Bureau of Prisons.
- Office of Probation and Pretrial Services (2010c) Post-conviction Supervision Cases Closed by Supervision Category for LMP.
- Office of Program Policy Analysis & Government Accountability (OPPAGA) (2005) Electronic monitoring should be better targeted to the most dangerous offenders. *OPPAGA Report No. 05-19*. OPPAGA.
- OPPAGA(2006) Florida's state, county, local authorities are implementing Jessica Lunsford Act. *OPPAGA Report No. 06-03*. OPPAGA.
- OPPAGA (2007a) Redirection pilots meet and exceed residential commitment outcomes; \$5.8 million saved. *OPPAGA Report No. 07-10* OPPAGA.
- OPPAGA (2007b) Electronic monitoring expanded to target communities' more dangerous offenders. *OPPAGA Report No. 07-42*. OPPAGA.
- OPPAGA(2008a) Pretrial release programs vary across the state; New reporting requirements pose challenges. *OPPAGA Report No. 08-75*. OPPAGA.
- OPPAGA(2008b) The Delays in Screening Sexually Violent Predators Increase Costs; Treatment Facility Security Enhanced. *OPPAGA Report No. 08-10*. OPPAGA.
- OPPAGA(2010a) Pretrial release program's compliance with new reporting requirements is mixed. *OPPAGA Report No. 10-08*. OPPAGA.
- OPPAGA (2010b) Intermediate sanctions for non-violent offenders could produce savings.

- OPPAGA Report No. 10-27. OPPAGA.*
- Padgett, K. G., Bales, W. D., & Blomberg, T. G. (2006) Under surveillance: An empirical test of the effectiveness and consequences of electronic monitoring. *Criminology & Public Policy*, 5, 61-92.
- Palmiotto, M., & MacNichol, S. (2010) Supervision of sex offenders: A multi-faceted and collaborative approach. *Federal Probation* 74(2), 27-32.
- Payne B. K., DeMichele, M., & Button, D. M. (2008) Understanding the electronic monitoring of sex offenders. *Corrections Compendium*, 33(1), 5-14.
- Payne, B. K., DeMichele, M., & Okafo, N. (2009) Attitude about electronic monitoring: Minority and majority racial differences. *J. of Criminal Justice*, 37, 155-162.
- Payne B. K. & DeMichele, M. (n. d.) Evidence-based Electronic Monitoring: The Legal Landscape and (inconsistent) Evidence. (MS PowerPoint Slides).
- Pew Center on the States (2009) *One in 31: The Long Reach of American Correction*. The Pew Charitable Trust.
- Pinellas County Sheriff's Office (n. d.) *GPS Electronic Monitoring and Crime Analysis: Working Hand-in-Hand*. (MSPowerPoint Slides) .
- Presley, M. M. (1999) Jimmy Ryce involuntary civil commitment for sexually violent predators' treatment and care act: Replacing criminal justice with civil commitment. *Florida State University Law Review*, 26, 487-516.
- Preston, K. (2009) Right place, right time: GPS monitoring in Pinellas county. *Geography & Public Safety*, 2, (1) May 2009, 3-5.
- Renzema M. & Mayo-Wilson, E. (2003) Electronic monitoring's impact on reoffending (キャンベール共同計画日本語版ホームページ (<http://fuji.u-shizuoka-ken.ac.jp/~campbell/docj/RIPE/document/cj/elecmon/elecmonp.pdf>) に邦訳 (小林 (訳)「電子監視が再犯に与える効果」あり)
- Renzema M. & Mayo-Wilson, E. (2005) Can electronic monitoring reduce crime for moderate to high-risk offenders? *J. of Experimental Criminology*, 1, 215-237.
- Spalding L. H. (1998) Florida's 1997 chemical castration law: A return to the dark ages. *Florida State University Law Review*, 25, 117-139.
- 島伸一 (2002) 『アメリカの刑事司法：ワシントン州キング郡を基点として』, 弘文堂
- 柴崎亮介・村山祐司 (編) (2009) 『GISの技術 (シリーズGIS第2巻)』, 朝倉書店
- 新保史生 (2010) 「監視・追跡技術の利用と公法的側面における課題」 (堀部 (編) 『プライバシー・個人情報保護の新課題』, 第6章, pp. 193-234.), 商事法務
- Sherman, L. W., Farrington, D. P., Welsh, B. C., & Mackenzie, D. L. (2002) *Evidence-based Crime Prevention*. NY: Routledge. (津富・小林 (監訳) (2008). 『エビデンスに基づく犯罪予防』, 社会安全研究財団.)
- 杉本末雄・柴崎亮介 (2010) 『GPSハンドブック』, 朝倉書店
- Skipp, C. (2010) *A Law for the Sex Offenders Under a Miami Bridge*. Time News Feb. 01, 2010. (<http://www.time.com/nation/article/0,8599,1957778.00.html>).
- 田島裕 (2004) 『アメリカ憲法』, 信山社
- U. S. Congress, Office of Technology Assessment (1988) *Criminal Justice, New Technologies and the Constitution*. U. S. Government Printing Office.
- Velázquez, T. (2008) *The Pursuit of Safety: Sex Offender Policy in the United States*. Vera Institute of Justice.
- Walmsley R. (2009) *World Prison Population List (8th edition)*. International Centre for Prison Studies, Kings College London.
- West, H. C. (2010) *Prison Inmates at Midyear 2009 Statistical Tables*. Bureau of Justice Statistics, US Department of Justice.
- Wilson, R. J., Picheca, J. E., & Prinzo, M. (2005) *Circles of Support & Accountability: An*

Evaluation of the Pilot Project in South-Central Ontario. (Research Report No. R-168) CSC.

- Wilson, R. J., Cortoni, F., & McWhinnie, A. J. (2009) Circles of Support & Accountability: A Canadian national replication of outcome findings. *Sexual Abuse*, 21(4), 412-430.
- Zandbergen P. A., Levenson, J. S., & Hart, T. C. (2010) Residential proximity to schools and daycares: An empirical analysis of sex offender recidivism. *Criminal Justice & Behavior*, 37(5), 482-502.
- Zgoba, K. M. (2011) Residence restriction buffer zones and the banishment of sex offenders. *Criminology & Public Policy* 10(2), 391-400.

<関連インターネットサイト（英文）>

- 連邦裁判所事務総局プロベーション・公判前サービス部 (Office of Probation and Pretrial Services, Administrative Office of the United States Courts) :
<http://www.uscourts.gov/FederalCourts/ProbationPretrialServices.aspx>
- 連邦司法省統計局 (Bureau of Justice Statistics) : <http://bjs.ojp.usdoj.gov/>
- 連邦司法省捜査局 (Federal Bureau of Investigation, FBI) : <http://www2.fbi.gov/>
- 連邦司法省行刑局 (Federal Bureau of Prisons) : <http://www.bop.gov/>
- 連邦司法省SMARTオフィス (Office of Sex Offender Sentencing, Monitoring, Apprehending, Registering, and Tracking Office) :
<http://bjs.ojp.usdoj.gov/>
- コロンビア特別区裁判所サービス・犯罪者監督庁 (Court Services and Offender Supervision Agency, CSOSA) : <http://www.csosa.gov/>
- フロリダ州議会 (Florida Legislature) : <http://www.leg.state.fl.us/>
- フロリダ州フロリダ州議会プログラム政策分析・政府アカウンタビリティオフィス (Office of Program Policy and Governmental Accountability (OPPAGA)) :
<http://www.oppaga.state.fl.us/>
- フロリダ州矯正保護省 (Florida Department of Corrections)
<http://www.dc.state.fl.us/>
- フロリダ州法執行省 (Florida Department of Law Enforcement)
<http://fdle.state.fl.us/>
- フロリダ州レオン郡 (Leon County, FL) : <http://leoncountyfl.gov/>
- 州政府評議会 (Council of State Governments) <http://www.csg.org/>
- 全米州議会会議 (National Conference of State Legislatures) :
<http://www.ncsl.org/Home/tabid/118/Default.aspx>
- 全米プロベーション・パロール協会 (Americal Probation and Parole Association) :
<http://www.appa-net.org/eweb/>
- 全米法執行・矯正テクノロジーセンター (National Law Enforcement and Corrections Technology Center, NLECTC) :
<http://www.justnet.org/>
- 性犯罪者管理センター (Center for Sex Offender Management, CSOM) :
<http://www.csom.org>